

参考4 空家等対策の取組事例集

| 取組の区分 | No. | 自治体 | タイトル |
|----------------------------------|--------|------------|-------------------------------------|
| 1 基本的な方針に関する事例 | No. 1 | 八潮市（埼玉県） | 空家等対策計画の対象に「特定居住物件等」を位置づけ |
| 2 空家等の調査に関する事例 | No. 2 | 岡山市（岡山県） | 全建物を対象とした空家の特定と老朽・危険度のランク付けを行った実態調査 |
| | No. 3 | 東近江市（滋賀県） | 自治会と連携した実態調査 |
| | No. 4 | 鈴鹿市（三重県） | タブレット端末の活用による効率的な実態調査 |
| | No. 5 | 京都市（京都府） | 重点取組地区を設定した実態調査の実施 |
| | No. 6 | 松戸市（千葉県） | 実態調査の市民への事前周知・調査員への注意事項の明確化 |
| 3 所有者等による空家等の適切な管理に関する事例 | No. 7 | 横浜市（神奈川県） | ポスターやパンフレットによる所有者等への啓発 |
| | No. 8 | 新潟市（新潟県） | 空き家の想定事故例と損害額の情報提供等による管理の重要性の啓発 |
| | No. 9 | 福井県 | 空き家の所有者等の特定方法に関する県のマニュアル |
| | No. 10 | 犬山市（愛知県） | 空き家管理サービスのふるさと納税の返礼品としての活用 |
| | No. 11 | 越前市（福井県） | シルバー人材センターによる空家・空地管理代行サービス事業 |
| | No. 12 | 丹波市（兵庫県） | 空き家等管理サービス業の育成と普及 |
| 4 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の推進に関する事例 | No. 13 | 横浜市（神奈川県） | 中古住宅の流通に向けた取組支援 |
| | No. 14 | 金沢市（石川県） | 地域の特性を生かした空き家バンクの運営 |
| | No. 15 | 伊賀市（三重県） | インスペクション等を導入した伊賀流空き家バンク |
| | No. 16 | 吉野町（奈良県） | 定住・移住促進に向けた空家の利活用 |
| | No. 17 | 能美市（石川県） | 産業振興施策と連携した空き家等の利活用推進策 |
| | No. 18 | 横須賀市（神奈川県） | 空き家を活用した学生居住による谷戸地域の暮らしやすさを守る取組 |
| | No. 19 | 豊後高田市（大分県） | 空き家の地域の集会所への活用 |
| | No. 20 | 豊明市（愛知県） | 地域包括ケアモデルによる学生アパートとしての空き室の活用 |
| | No. 21 | 長崎市（長崎県） | 老朽危険空き家の除却による跡地活用 |
| | No. 22 | 日南町（鳥取県） | 老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置 |
| | No. 23 | 京都市（京都府） | 空き家所有者情報の空き家相談員への外部提供 |
| | No. 24 | 西脇市（兵庫県） | 国の住宅の不良度の測定基準を活用した特定空家等の判断基準 |
| 5 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事例 | No. 25 | 下関市（山口県） | 国参考基準の項目を具体化して作成した特定空家等の判断基準 |
| | No. 26 | 南房総市（千葉県） | 周辺への影響度を配慮した特定空家等の判定基準 |
| | No. 27 | 北九州市（福岡県） | 県協議会で作成した特定空家等の判断基準を活用 |
| | No. 28 | 名張市（三重県） | 法及び条例に基づく管理不全状態の空家等への措置 |
| | No. 29 | 越前町（福井県） | 法に基づく特定空家等の略式代執行 |
| 6 空家等に関する対策の実施体制に関する事例 | No. 30 | 金沢市（石川県） | 総合的な相談窓口の設置と各課の連携 |
| | No. 31 | 室蘭市（北海道） | 各専門家団体との連携体制 |
| | No. 32 | 燕市（新潟県） | 各関係事業者団体との連携体制 |
| | No. 33 | 春日井市（愛知県） | ニュータウンにおける中古住宅の流通の促進に向けた協議会活動 |

H29. 6 時点

1 基本的な方針に関する事例

《空家等対策計画の対象に「特定居住物件等」を位置づけ》

※1 平成 27 年国勢調査
高齢化率は 65 歳以上人口(不詳除く)を示す。
※2 平成 25 年住宅・土地統計調査

| 事例 No. 1 | ●八潮市（埼玉県） | | | | | 一般都市 |
|--|--------------------|-----------------|-------------------|----------------|-------------------------|------|
| 人口※1 86,717 人 | 世帯数※1 35,763 世帯 | 高齢化率※1 22.9% | 空き家数※2 3,210 戸 | 空き家率※2 8.7% | その他空き家率※2 3.2% | |
| 空家等対策計画 八潮市まちの景観と空家等対策計画（平成 28 年 2 月） | | | | | 担当部署 八潮市都市デザイン部都市計画課 | |

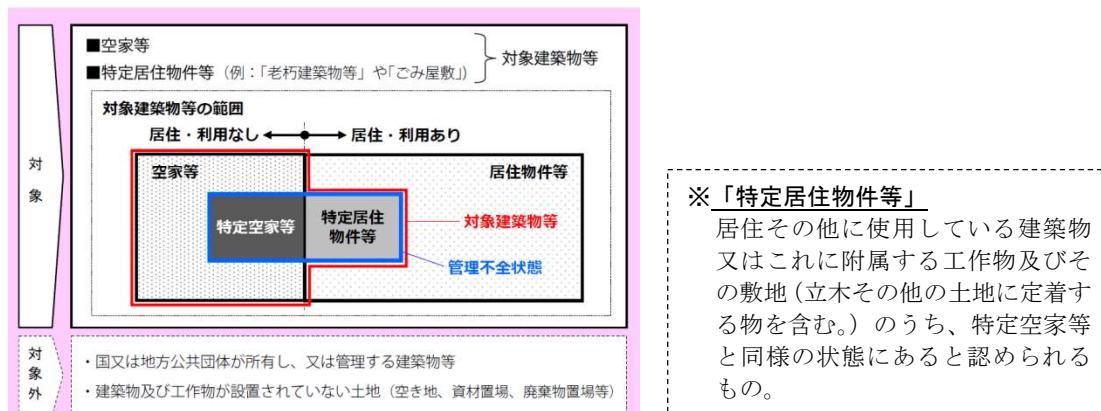
【取組の背景】

◎八潮市では、「市民が安全・安心して暮らせる良好な街並みづくり」を目標に掲げ、景観を重視したまちづくりを進めている。空家等に限らず、現に使用されている建築物で適切な管理が行われていないもの、いわゆる「老朽建築物等・ごみ屋敷」についても対策が必要となっている。

【取組の内容・特徴】

◎法に定めのある特定空家等の対策に関する事項に加えて、現に使用されている建築物で、「特定空家等と同様の状態となっている建築物等（老朽建築物等・ごみ屋敷）」についても、まちの景観という視点から「特定居住物件等」として対象に位置づけている。

■対象（対象建築物等の範囲）



【成果・今後の課題等】

◎八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例（平成 28 年 10 月 1 日全面施行）、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例施行規則、八潮市特定空家等・特定居住物件等調査審議会規則を定め、実効性を担保している。

■条例の構成

| 第1章 総則 | 第3章 特定居住物件等の対策 |
|---------------------------|-----------------------------|
| 第 1 条 目的 | 第 14 条 特定居住物件等の立入調査等 |
| 第 2 条 定義 | 第 15 条 特定居住物件等の認定 |
| 第 3 条 基本方針 | 第 16 条 特定居住物件等に対する措置の助言又は指導 |
| 第 4 条 所有者等及び占有者の責務 | 第 17 条 特定居住物件等に対する措置の勧告 |
| 第 5 条 市の責務 | 第 18 条 特定居住物件等に対する措置の命令 |
| 第 6 条 市民の責務 | 第 19 条 特定居住物件等に対する措置の行政代執行 |
| 第 7 条 関係団体及び事業者の責務 | 第4章 緊急安全措置等 |
| 第2章 空家等の対策 | 第 20 条 緊急安全措置 |
| 第 8 条 空家等の立入調査等 | 第 21 条 軽微な措置 |
| 第 9 条 特定空家等の認定 | 第5章 増則 |
| 第 10 条 特定空家等に対する措置の助言又は指導 | 第 22 条 協議会 |
| 第 11 条 特定空家等に対する措置の勧告 | 第 23 条 調査会 |
| 第 12 条 特定空家等に対する措置の命令 | 第 24 条 関係機関との連携 |
| 第 13 条 特定空家等に対する措置の行政代執行 | 第 25 条 委任 |

◎「特定居住物件等」については、特に、同一敷地内の付属建物の老朽化に伴う対応があるが、現時点では空家等と異なり全体としての対象数は少ない。

◎このほか、八潮市では、空家等を活用し、高齢者の交流の場として利用する高齢者ふれあいの事業を実施している。

2 空家等の調査に関する事例

《全建物を対象とした空家の特定と老朽・危険度のランク付けを行った実態調査》

| 事例 No. 2 | ●岡山市（岡山県） | | | | | 大都市 |
|--------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------------|-----|
| 人口※1 719,474人 | 世帯数※1 309,409世帯 | 高齢化率※1 24.7% | 空き家数※2 55,310戸 | 空き家率※2 15.7% | その他空き家率※2 6.0% | |
| 空家等対策計画 岡山市空家等対策計画（平成28年3月） | | | | | 担当部署 岡山市都市整備局建築指導課 | |
| 【取組の背景】 | | | | | | |

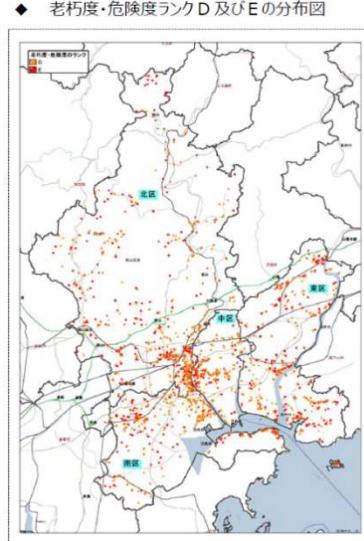
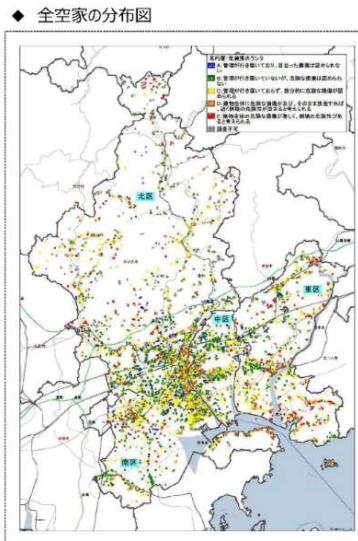
◎空家等対策計画を策定するにあたり、市内のどこにどのような状態の空家があるか等実態を把握することが重要であるとして、外部委託により、全建物を対象とした空家の実態調査を実施した。

【取組の内容・特徴】

◎平成27年6月～平成28年1月にかけて、住宅、店舗、事務所等を含む全建物の空家の特定と老朽・危険度の判定（5段階）を行った。

| | |
|----------|---|
| 調査目的 | 空家に関するデータベースを作成し、計画の作成及び空家に関する諸施策の展開の基礎資料とする。 |
| 調査対象区域等 | 市全域における全ての建物 |
| 調査内容（概要） | <p>(1) 現地実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内全域の全ての建物に対し外観目視による現地調査を実施し空家を特定。 ●空家と特定されたものについて、以下の情報を取得。 <ul style="list-style-type: none"> ・所在地（住所、位置座標、住宅地図帳記載） ・建物情報（建物名称、建物用途・階数他） ・景観情報（門柱・塀の損傷、傾き、立木の腐朽・倒壊、雑草の繁茂、道路へのみ出し、ごみ等の放置・不法投棄等の有無） ●空家について外観目視により老朽・危険度をランク付け。周囲に及ぼす影響や危険性についても調査。 <p>(2) 空家データベース及び空家分布図の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実態調査結果をもとに、所在地・建物・景観情報等のデータベースを作成。 ●住宅地図上に空家の場所がプロットされた空家分布図を作成。 |

■実態調査の結果



【成果・今後の課題等】

◎空家総数8,660棟、老朽・危険度が最も高いEランクが753棟であった。

◎ランク付けにより、優先順位をつけた対策が可能となった。平成29年度より新設された空家対策推進室においては、Eランクの空家について優先して現地調査を行うこととしている。

《自治会と連携した実態調査》

| 事例 No. 3 | ●東近江市（滋賀県） | | | | | 一般都市 |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------|------|
| 人口※1 114,180 人 | 世帯数※1 40,691 世帯 | 高齢化率※1 24.7% | 空き家数※2 4,970 戸 | 空き家率※2 11.6% | その他空き家率※2 5.8% | |
| 空家等対策計画 東近江市空家等対策計画（平成 28 年 3 月） | | | | | 担当部署 東近江市総務部総務課 | |

【取組の背景】

◎空家等の対策を進めるにあたり、市内の空家等の実態を的確に把握するため、自治会と連携した実態調査を行った。自治会には、月 1 回の市広報等の配布物の依頼を行っており、市とは良好な関係が構築されていたため、円滑に連携することができた。

【取組の内容・特徴】

- ◎空家等実態調査は、「概ね 1 年以上住まわれていない空家等や使用されていない倉庫、店舗等（不動産会社等の管理物件は除く。）」を調査対象として、平成 27 年 5 月～11 月にかけて、第 1 次から第 3 次までの調査を実施した。
- ◎第 1 次調査は、市内の自治会（約 400 度）に協力を依頼し（無償）、自治会長に空家等の情報を報告してもらうことにより、地区内の空家等の所在等を把握した。

自治会への報告依頼事項

- ・空家等の所在地
- ・所有者
- ・建物や敷地の状況
- ・自治会で問題となっている事項

■空家等実態調査の流れ



- ◎第 1 次調査で把握した空家等について、第 2 次調査として、市職員による現地調査（外観目視）を行い、空家等の判定と空家等の状態を 4 段階で評価した。

【成果・今後の課題等】

- ◎平成 27 年 5 月から調査を開始し、年 1 回の調査を継続しており、平成 29 年度で 3 回目の調査となる。当初は報告を得られなかつた自治会もあったが、年々回収率は上昇している。
- ◎東近江市の空家等の戸数は、平成 27 年 11 月の当初報告では 1,069 戸であったが、平成 28 年 11 月の報告では 1,398 戸となっている。74 戸の空家等が減少しているが、当初未確認だったものも含めて 403 戸の空家等が加わり、全体戸数としては増加している。
- ◎空家等実態調査は、平成 27 年から平成 31 年まで、各年追跡調査を実施する予定である。
- ◎第 1 次調査については、前年度調査の結果から、空家等の所在地を記入したリストを作成し、翌年度の調査では、変更があるかどうかを自治会長に確認してもらう形で実施している。
- ◎調査で抽出された空家等について、自治会長から市の対応の進捗状況を確認する連絡や相談等が増えしており、空家等に対する地域の意識が高まっている。
- ◎東近江市空家等対策推進協議会において、実態調査の実施方法に関して議論されており、実態調査で把握した空家等の所有者の情報（今後の活用等の意向）を自治会にフィードバックすることや、実態調査に自治会が関わることで、自治会内で地区の空家等の活用について議論するきっかけになることが期待されている。

《タブレット端末の活用による効率的な実態調査》

| 事例 No. 4 | ●鈴鹿市（三重県） | | | | | 一般都市 |
|--------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 196,403人 | 世帯数※1 77,725世帯 | 高齢化率※1 23.9% | 空き家数※2 11,170戸 | 空き家率※2 13.3% | その他空き家率※2 5.1% | |
| 空家等対策計画 鈴鹿市空家等対策計画（平成29年3月） | | | 担当部署 鈴鹿市都市整備部住宅政策課 | | | |

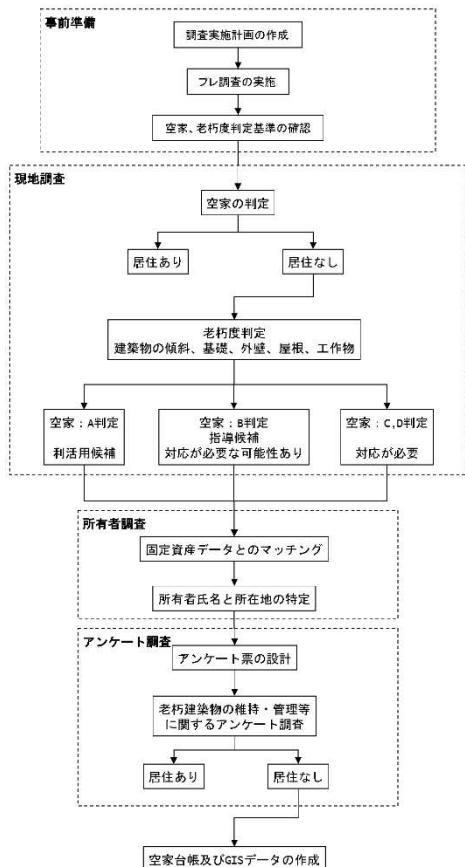
【取組の背景】

◎鈴鹿市では、法施行を受け、空家の実態を把握し、空家等対策計画の基礎的な資料を作成することを目的として、平成27、28年度に、外部委託により、空家の実態調査を実施した。

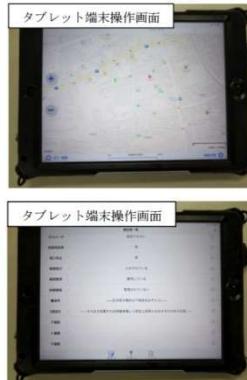
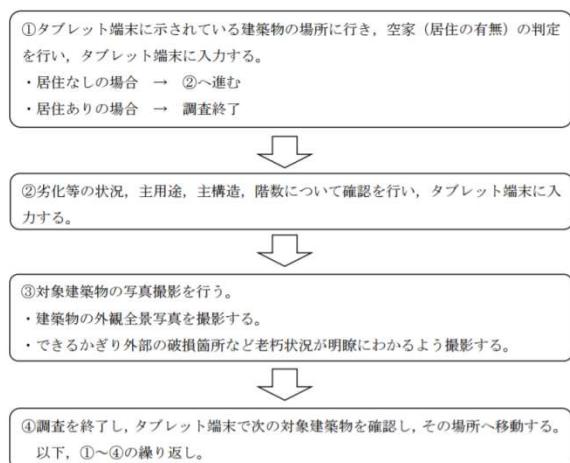
【取組の内容・特徴】

- ◎「空家等」及び「特定空家等」に相当する空家の実態を把握するため、事前調査、現地調査、所有者調査、アンケート調査から構成される実態調査を実施した。
- ◎現地調査は、一巡回調査と二巡回調査に分けて行い、一巡回調査は空家の簡易調査、二巡回調査では一巡回調査で空家候補と判定した建築物について、空家（居住の有無）の調査、劣化等の状況、主用途、主構造、階数について調査した。
- ◎調査員は、二巡回調査の結果をタブレット端末に入力することとし、調査の効率化を図った。
- ◎調査実施にあたって、調査員の服装、携帯用品、交通手段、住民対応等について十分に注意した。

■空家の実態調査の流れ



■二巡回調査の進め方



■調査員への注意事項(服装等)



【成果・今後の課題等】

- ◎タブレット端末を活用することで効率的に調査が実施できた。把握した情報を空家台帳として、一元管理を行い、関係部署で情報共有を行っている。

《重点取組地区を設定した実態調査の実施》

| 事例 No. 5 | ●京都市（京都府） | | | | | 大都市 |
|---------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----|
| 人口※1 1,475,183人 | 世帯数※1 705,874世帯 | 高齢化率※1 26.7% | 空き家数※2 114,290戸 | 空き家率※2 14.0% | その他空き家率※2 5.5% | |
| 空家等対策計画 京都市空き家等対策計画（平成29年3月） | | 担当部署 京都市都市計画局まち再生創造推進室 | | | | |

【取組の背景】

◎京都市では、平成25年7月に「総合的な空き家対策の取組方針」を策定するとともに、平成26年4月には「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を施行し、空き家対策を推進してきた。

◎市が独自に市域の空き家全戸の状況を定期的に調査することは、困難である。そのため、市全域の空き家の状況は、国が実施する住宅・土地統計調査の結果から把握することとし、京都市では、空き家の流通がより見込まれる地下鉄駅周辺等交通利便性が高い地域等を重点取組地区に設定し、重点取組地区に限定した調査を行うこととした。

◎重点取組地区に限定した空き家の調査は、空き家の所在地及び所有者の調査の上、空き家の所有者に対して、空き家の活用等を直接働きかけることにより空き家の活用等をさらに促進させることを目的としている。

【取組の内容・特徴】

◎平成28年度は、重点取組地区を4か所（北大路駅・二条駅・桂駅・丹波橋駅周辺500m圏内）設定し、空き家の所在地及び空き家の所有者の調査を実施の上、活用の働きかけを行った。

■重点取組地区における空き家実態調査・働きかけの概要

| | |
|---------|--|
| 重点取組地区 | 地下鉄駅周辺（半径500m圏内）など、空き家の流通がより見込まれる地域の中から、重点取組地区を4地区設定。 →北大路駅、二条駅、桂駅、丹波橋駅周辺 |
| 調査対象建築物 | 現に人が居住せず、又は使用していない状態にある建築物（共同住宅の住戸やテナントビルのテナントを除く。） |
| 調査内容 | ・空き家調査票の主な調査項目 建物の基本情報（用途、階数、規模、構造など） 空き家判定指標（表札の有無、郵便受けの状態、電気・ガスメーターの稼働状況など） 法、条例に基づく空き家の管理不全状態（建物の傾斜や樹木の手入れ状態など） ・空き家調査票の項目に基づき、現地において外観調査及び写真撮影を行う。 |
| その他 | ・現地調査を行うにあたり、事前に重点取組地区の地域住民に調査概要を周知する。 ・現地調査の際は、「京都市」の腕章を着用する。 |

【成果・今後の課題等】

◎重点取組地区における空き家実態調査では、登記情報や課税情報などの各種情報を通じて、地区内の空き家の所有者の特定を行った。

◎実態調査によって特定された所有者に対しては、市が空き家の利活用を促し、利活用の意思が確認されれば、所有者の同意を得て、無償で相談に応じる「地域の空き家相談員」に取り次ぐこととしている。

◎今後も、空き家の所有者のうち利活用希望者に対して、「地域の空き家相談員」を紹介し、所有者と相談しながら空き家の活用等を促す仕組みを促進していく。

◎平成29年度は、さらに4地区の重点取組地区を設定し、調査等を実施中である。

《実態調査の市民への事前周知・調査員への注意事項の明確化》

| 事例 No. 6 | ●松戸市（千葉県） | | | | | 一般都市 |
|--------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------------------------|------|
| 人口※1 483,480人 | 世帯数※1 215,627世帯 | 高齢化率※1 25.6% | 空き家数※2 27,630戸 | 空き家率※2 11.6% | その他空き家率※2 3.5% | |
| 空家等対策計画 松戸市空家等対策計画（平成29年3月） | | | | | 担当部署 松戸市街づくり部住宅政策課空家活用推進室 | |

【取組の背景】

◎松戸市では、適切な管理が行われていない空家により、防災・防犯機能の低下、ごみなどの不法投棄等の誘発、火災発生の懸念、景観・風景の阻害など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家について措置を講じる必要性と地域活性化等の観点から、今後の空家対策の充実を図るために基礎資料とするため、平成27年度に市内の空家について実態調査を行った。

【取組の内容・特徴】

- ◎空家実態調査の効率的な実施のため、市民に対して、市のホームページや広報紙を活用して調査範囲、調査方法、調査期間等を事前に周知している。
- ◎調査実施時には、調査員に対して「現地調査時の注意事項」や「住民対応についての注意事項」、「現地調査フロー」などを明確にしている。

■実態調査実施の周知方法（市ホームページ、広報紙への掲載）

松戸市空家実態調査について

更新日：2015年10月1日

空家実態調査を実施しています

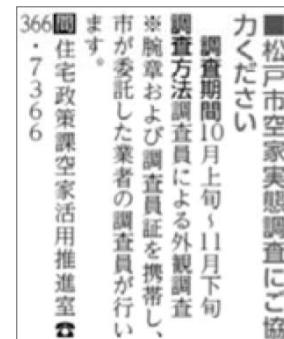
現在、人口減少や少子高齢化の進展等に伴い、全国的に空家の増加が大きな問題となっています。松戸市においても空家の現状を把握するため、空家の実態調査を実施しています。調査結果は今後の空家等対策推進の重要な資料となります。調査に対し、ご理解ご協力をお願いします。

1 調査範囲
松戸市内全域

2 調査方法
調査員による外観調査
※本調査は、市が委託した業者の調査員が行います。調査員は松戸市発行の調査員証を携帯し、腕章・名札等を着用しています。

3 調査期間
平成27年10月上旬から11月下旬まで

4 その他
本調査は今後の空家等対策推進のための基礎資料を作成するため関係ありません。



■住民対応方法マニュアル

住民に声をかけられた時は、丁寧に対応すること。
調査内容等をたずねられた時は、以下のように返答すること。また、返答する際に松戸市発行の身分証や市民への周知用のチラシ等を提示すること。

住民：「なにをしているのですか？」 「あなたは誰ですか？」
調査員：「松戸市内に存在する建物の状態を確認する調査を行っています。この調査は松戸市街づくり部住宅政策課が実施しているもので、私たちは、この仕事を松戸市から委託されている調査会社の従業員です。」

住民：「調査会社は、なにをする会社ですか？」
調査員：「航空測量を主としている会社で、自治体からの委託を受けて地図等を作製しています。また、道路設計や地質調査なども行っている会社で、お客様のほとんどが行政です。」

住民：「なんの写真を撮っているのか？」
調査員：「松戸市内に存在する建物の状態を確認するとともに、その建物の管理状態を把握するための基礎資料として、建物の外観の写真を撮らせていただいております。」

住民の方が納得されない場合は、「責任者を呼びますので、少々お待ち下さい」と断りをしてから、現場責任者に連絡を行うこと。

【成果・今後の課題等】

- ◎市民に対しての事前周知や、調査実施時に調査員に対して注意事項を明確にすることで、円滑な実態調査の実施につながっている。

(3) 所有者等による空家等の適切な管理に関する事例

《ポスターやパンフレットによる所有者等への啓発》

| 事例 No. 7 | ●横浜市（神奈川県） | | | | | 大都市 |
|-------------------------|--------------|--------|--------------|--------|-----------|-----|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 3,724,844 人 | 1,645,618 世帯 | 23.4% | 178,050 戸 | 10.1% | 3.0% | |
| 空家等対策計画 | | | 担当部署 | | | |
| 横浜市空家等対策計画（平成 28 年 2 月） | | | 横浜市建築局企画部企画課 | | | |

【取組の背景】

◎横浜市の空き家率は、平成 25 年で 10.1%で、平成 20 年に比べて増加傾向となっている。一戸建てで別荘、売却・賃貸用以外の「その他の住宅」の空き家は 5 年間で約 1.3 倍に増加し、適正に管理されず放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じている。空家の増加を抑制するためには、現に存在する空家について対策を講じるとともに、新たな空家の発生を未然に防ぐことが必要となっている。

【取組の内容・特徴】

◎平成27年4月に空家の所有者等へ空家の適正な管理について広く啓発するため、ポスターと啓発パンフレットを作成し、市民情報センター、18の区役所、11の協定団体窓口、建築局企画課窓口等に置いて配布している。

◎啓発パンフレットには、協定を締結した専門家団体の相談窓口（平成27年3月から開始し、順次相談窓口を拡大。）の一覧を添付し、周知している。

■空家の管理に関するポスター

空家を放置しておくと、周囲の人々に迷惑をかけることになることに注意を喚起し、適正な管理を呼びかけている。

■啓発パンフレット「空家ののはなし」(H27.4 作成、H28.2 改訂)

「空家ののはなし」として、①空家の管理は、所有者・管理者の責任であること、②空家の放置は、周囲に迷惑をかけること、③空家を特定空家等にしないためには、空家の適正管理、活用の2つの方法があることを明示している。空家の適正管理を促すセルフチェックシートも添付されている。



【成果・今後の課題等】

◎啓発パンフレットは、区役所の窓口等で配布しているが、来訪した人も手に取りやすく、空家について興味をもってもらうために役立っている。

《空き家の想定事故例と損害額の情報提供等による管理の重要性の啓発》

| 事例 No. 8 | ●新潟市（新潟県） | | | | | 大都市 |
|--------------------------------|--------------------|----------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----|
| 人口※1 810,157人 | 世帯数※1 321,511世帯 | 高齢化率※1 27.0% | 空き家数※2 44,020戸 | 空き家率※2 12.0% | その他空き家率※2 5.0% | |
| 空家等対策計画 新潟市空家等対策計画（平成28年3月） | | 担当部署 新潟市建築部住環境政策課 | | | | |

【取組の背景】

◎新潟市の空き家数は、平成25年で44,020戸と推計され、空き家率は12.0%となり、今後も人口減少や高齢化の進行などに伴い増加が見込まれている。そのため、空き家の発生抑制や適切な管理の重要性を啓発していくことが必要である。

【取組の内容・特徴】

- ◎市ホームページ「知っておきたい建築物の管理責任」において、空家等を含めた「建築物の管理責任」の重要性を啓発している。
- ◎公益財団法人日本住宅総合センターのデータを引用し、損害額の試算結果も情報提供している。
- ◎ホームページによる情報発信だけでなく、啓発パンフレットも作成・配布している。

■市ホームページ「知っておきたい建築物の管理責任」

倒壊、外壁材等の落下により隣接建物や通行人などに被害が発生すれば所有者等が責任を負うこと

倒壊、外壁材等の落下により隣家等の建物損害や死亡事故等の人身損害を発生させた場合、民法第717条に基づき所有者等が損害賠償責任を負う可能性があります。

参考民法抜粋
第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被患者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

また、その損害額について、「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」では、次のような試算が公表されています。

● 空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査（公益財団法人 日本住宅総合センター）

● 損害額の試算結果（PDFファイル）
倒壊による隣接家屋の全壊及び居住者の死亡事故を想定した場合、約2億1千万円の損害額

● 損害額の試算結果（PDFファイル）
外壁材等の落下による通行人の死亡事故を想定した場合、約5千6百万円の損害額

■啓発パンフレット「空き家の話」 想定事故例と損害額

【ケース①】倒壊による隣家の全壊・死亡事故の損害額の試算

死亡：夫婦、8歳の女児の場合

| | |
|-------|---|
| 所在地 | 東京都（郊外） |
| 敷地面積 | 165m ² (50坪) |
| 延べ床面積 | 83m ² (25坪) |
| 建築時期 | 平成4年（築後20年） |
| 居住世帯 | 世帯主：40歳、年収600万円 妻：36歳主婦 子供：8歳の女児（小学3年生） |



| 損害区分 | 損害額 | 損害区分 | 損害額 |
|-----------|----------|--------|----------|
| 住宅 | 900万円 | 死亡逸失利益 | 11,740万円 |
| 家財 | 280万円 | 慰謝料 | 7,100万円 |
| 倒壊家屋の解体処分 | 320万円 | 葬儀費用 | 520万円 |
| 小計① | 1,500万円 | 小計② | 19,360万円 |
| 合計 ①+② | 20,860万円 | | |

約2億1千万円の損害額

【ケース②】外壁材等の落下による死亡事故の損害額の試算

死亡：11歳の男児（小学校6年生）の場合



| 損害区分 | 損害額 |
|------|---|
| 人身 | 死亡逸失利益 3,400万円 慰謝料 2,100万円 葬儀費用 130万円 |
| 合計 | 5,630万円 |

約5千6百万円の損害額

出典：公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算結果」
※上記試算は、各種基準や実態調査に基づき、同センターが独自に試算

【成果・今後の課題等】

- ◎市ホームページへの掲載は平成26年2月から、パンフレットの配布は平成28年12月から実施している。
- ◎空家等の所有者責任の啓発の一環として重要な取組である。

参考 - 79

《空き家の所有者等の特定方法に関する県のマニュアル》

| 事例 No. 9 | ●福井県 | | | | | 都道府県 |
|------------------|--------------------|-----------------|---------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 786,740人 | 世帯数※1 279,687世帯 | 高齢化率※1 28.6% | 空き家数※2 43,000戸 | 空き家率※2 13.9% | その他空き家率※2 7.3% | |
| 空家等対策計画 ―― | | | 担当部署 福井県土木部建築住宅課 | | | |

【取組の背景】

- ◎福井県では、県内での空き家の増加を受け、県や市町、専門家などでつくる「福井県空き家対策協議会」を設置し（平成24年度に空き家対策市町連絡調整会議を設置し、平成25年度から構成員に関係団体や専門家（弁護士、司法書士）を加えて福井県空き家対策協議会に名称を変更）、空き家の適正管理、活用、除却等の対策について取り組んでいる。
- ◎福井県空き家対策協議会では、市町の空き家対策への参考として、平成26年5月に「福井県空き家対策マニュアル〔第I版〕（空き家所有者等の特定、危険な空き家の判断）」、平成27年2月に〔第II版〕（行政代執行による事務手続き、法人破産における残存建築物への対応）、平成27年8月に〔第II版 修正版〕を作成している。

【取組の内容・特徴】

◎福井県空き家対策マニュアルでは、住民票情報や戸籍情報、登記簿情報等の行政資料の使い方や、根拠法令、裁判所のQ&Aやホームページを活用しながら、所有者等の特定方法について詳細に記載している。

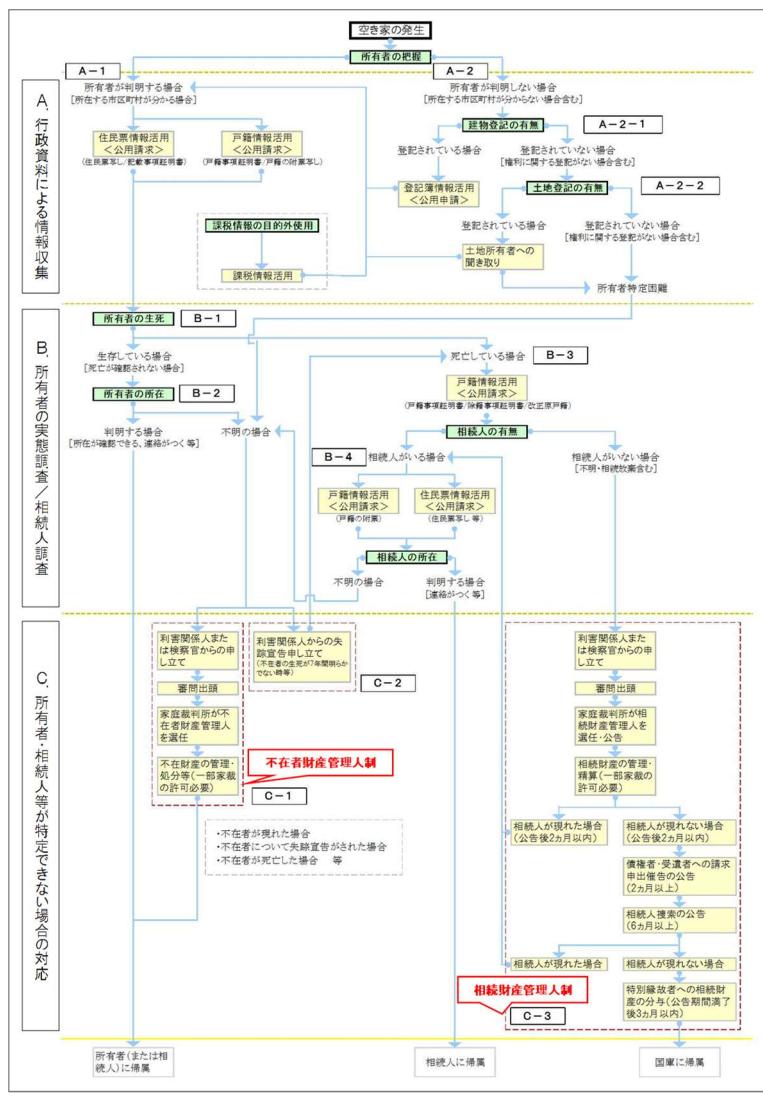
◎特に、C段階（所有者、相続人等が特定できない場合）の対応として、不在者財産管理人制度や失踪宣告制度、相続財産管理制度についても記載している。

【成果・今後の課題等】

◎空き家の所有者等を特定する作業は、おおむねA段階（行政資料による情報収集）とB段階（所有者の実態調査・相続人調査）で終了し、C段階（所有者・相続人等が特定できない場合の対応）までいくことはほとんどない状況である。

◎協議会は、法施行以前から年3回程度開催しており、国情報の共有や個別案件について議論している。

■「福井県空き家対策マニュアル」の空き家所有者等特定フロー図



《空き家管理サービスのふるさと納税の返礼品としての活用》

| 事例 No. 10 | ●犬山市（愛知県） | | | | | 一般都市 |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------|------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 74,308人 | 世帯数※1 28,269世帯 | 高齢化率※1 27.9% | 空き家数※2 3,730戸 | 空き家率※2 12.0% | その他空き家率※2 4.8% | |
| 空き家等対策計画 犬山市空き家等対策計画（平成28年3月） | | 担当部署 犬山市都市整備部都市計画課 | | | | |

【取組の背景】

◎犬山市の空き家戸数は3,730戸で住宅総数の12.0%を占め、5年間で1.26倍に増加している。空き家の増加とともに、適切な管理が行われていない空き家が周辺に悪影響を与えるケースも増え、苦情も増加している。空き家の適切な管理のためには、所有者自身による空き家の定期的な維持管理が重要であるが、遠方に居住する所有者等で十分な管理ができないこともある。

【取組の内容・特徴】

◎犬山市では、遠方に居住する所有者等に空き家の現状を伝え、維持管理を促していくため、シルバー人材センターと連携し、「空き家管理」の業務（空き家管理サービス）をふるさと納税の返礼品（年間3万円コース・10万円コース）として活用する取組を実施している。

◎平成28年10月に市とシルバー人材センターが空き家の適正管理に関する協定を締結し、11月より、ふるさと納税の返礼品としての運用を開始している。

■シルバー人材センターと連携した空き家管理サービスの概要

**空きの管理でお困りの方は、
犬山市シルバー人材センターへ**

犬山市シルバー人材センターでは、犬山市との連携事業として、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、犬山市と空き家等の適正管理に関する協定を締結いたしました。

この協定は、犬山市と犬山市シルバー人材センターが相互に連携・協力し、犬山市内の空き家等の適正管理を進めることにより、良好な生活環境の保全や安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

業務内容は、空き家の見回り、除草、剪定等がありますので、お気軽にお問い合わせください。

【料金の参考例】（事務費・消費税含む）

- 草引き 最低2時間 1,726円～（別途処分費）
- 樹木の剪定（見積もり制） （別途処分費）

■ふるさと納税サイトにおけるふるさと納税返礼品としての紹介

愛知県 犬山市（あいちけん いぬやまし）

E-14_「空き家管理」サービスB

年何度でもお取り扱い

100,000円以上の寄附でもらえる

常温 冷蔵 冷凍 定期 ギフト包 のし

容量 年4回の「見まわり」、「敷地内ゴミ拾い」などを実行し、現況写真を送付します。
加えて、「お庭の草取り(2.5時間程度)」、「お庭の剪定(1.6時間程度)」、「屋内の清掃(2.9時間程度)」などのいずれか1つを作業します。
(組合せでの作業も可能です。ご要望に応じた作業を、制限時間に合わせてご相談させて頂きます。)
【備考】
※お申込みの前に、必ず犬山市シルバー人材センター(0568-62-8505)へお問合せ頂き、各物件に応じた作業内容をご確認の上ご寄付ください!
(作業範囲や程度について、可能な限りご要望に添えるよう事前に打合せをさせて頂きます。)
・作業場所は犬山市内に限ります。
・ゴミ、草木等の搬出処分には別途費用が掛かります。
・草刈り、剪定は実施時期に制限があります。
・記載の作業時間は1人で作業した場合の時間です。

【成果・今後の課題等】

- ◎平成28年度はふるさと納税の返礼品として5件の応募があった。応募件数が伸びていない理由としては、市内に空き家を所有する市外居住者しか利用できないことが考えられる。
- ◎空き家管理について、市とシルバー人材センターが連携することで、高齢者の就労機会の確保・生きがいづくりの推進、シルバー人材センターの自立化促進、犬山市としてもふるさと納税の寄付額増加に伴い財源確保が図られるなど効果が期待できる。

《シルバー人材センターによる空家・空地管理代行サービス事業》

| 事例 No. 11 | ●越前市（福井県） | | | | | 一般都市 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 81,524 人 | 世帯数※1 27,889 世帯 | 高齢化率※1 27.8% | 空き家数※2 4,950 戸 | 空き家率※2 15.0% | その他空き家率※2 9.8% | |
| 空家等対策計画 | | | 担当部署 | | | |
| 越前市空家等対策計画（平成 28 年 3 月） | | | 越前市総務部防災安全課 | | | |

【取組の背景】

◎越前市では、平成 26 年 4 月に「越前市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、法施行以前より独自の空家等対策を進めてきた。法の施行に伴い、空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することとなった。

【取組の内容・特徴】

◎越前市では、平成 28 年 4 月より、(公社) 越前市シルバー人材センターと連携し、庭の草木や家の破損状況をチェックする定期的な見回りや草刈り、簡易な修繕などを行う、空家・空地等の管理代行サービス事業を開始した。

■シルバー人材センターと連携した空家・空地の管理に向けた取組のチラシ



◎空家等対策計画では、適切な管理に向けた対策として、「シルバー人材センターによる空家・空地管理代行サービス事業」を位置づけている。

■空家等対策計画に位置付けられた適切な管理に向けた対策

| 対策の方向 | 具体的な内容 |
|----------------------------------|---|
| シルバー人材センターによる空家・空地管理代行サービス事業【拡充】 | 定期的な見回りや清掃及び修繕が必要な個所の報告、郵便ポストの不要なチラシ等の処分などの管理について代行します。 |

【成果・今後の課題等】

◎シルバー人材センターでは、平成 28 年 4 月から、見回り業務や草刈・樹木の剪定など空家・空地等の管理代行サービスを行っており、平成 28 年度の管理の実績は 52 件である。そのほかにも、市と連携体制を構築し、地域の空家等の情報提供を行っている。

《空き家等管理サービス業の育成と普及》

| 事例 No. 12 | ●丹波市（兵庫県） | | | | | 一般都市 |
|----------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------------|------|
| 人口※1 64,660人 | 世帯数※1 22,553世帯 | 高齢化率※1 32.3% | 空き家数※2 4,290戸 | 空き家率※2 16.1% | その他空き家率※2 10.5% | |
| 空き家等対策計画 丹波市空き家等対策計画（平成28年3月） | | | 担当部署 丹波市建設部住まいづくり課 | | | |

【取組の背景】

- ①丹波市では、人口減少や高齢化の進展に伴い、賃貸・売却用でない空き家等が増加し続けており、周辺環境に及ぼす問題が顕在化している。このため、所有者等による空き家等の適正な管理や利活用を促すことにより、空き家等の増加の抑制と良好な周辺環境の確保、さらに活力ある地域づくりが求められている。
- ②空き家等対策計画においては、適正管理に対する支援として、「空き家等維持管理助成制度」と「地域やNPO等による空き家等管理サービス業の育成・普及」を位置づけている。

■空き家等対策計画に位置付けられた適正管理対策

| 対策の方向 | 具体的な内容 |
|-----------------------------|---|
| 空き家等維持管理助成制度 | 年に数回、空き家等の風通しや敷地内の草刈りなどの管理を依頼した場合の費用の一部を助成する制度を検討します。また、ふるさと納税制度を活用し、記念品に空き家等の維持管理を選択肢に加えることを検討します。 |
| 地域やNPO等による空き家等管理サービス業の育成と普及 | 空き家等を地域の課題と捉えて、地域の実情を把握している地域や地域課題を解決するNPO等が主体となった空き家等の管理サービス業の育成と、不動産会社や警備業者、シルバー人材センター等による本来業務のノウハウを活かした空き家等管理ビジネスへの取組を推進します。また、空き家等の管理に取り組んでいる事業者や団体等を募り、空き家等管理ビジネス登録者として市が認定し、空き家等所有者等に紹介する仕組みを検討します。 |

【取組の内容・特徴】

- ①平成28年度「空き家等維持管理助成制度」として「空き家管理補助金」を、「地域やNPO等による空き家等管理代行サービス業の育成・普及」として「空き家管理ビジネス補助金」を創設した。

■空き家等の適正管理対策の補助金概要

| 補助金名 | 補助対象者 | 補助内容 | 補助額 |
|--------------|--------------------|---|-------------------|
| 空き家管理補助金 | 空き家等の所有者 または相続人 | 空き家等の適正管理に係る業務を空き家 管理事業者※1に依頼して実施する経費 | 1/2（上限：5万 円） |
| 空き家管理ビジネス補助金 | 地域やNPO等 | ①立ち上げ準備事業（NPO設立、事務所 の整備、事務機器のリース料等） ②運営支援事業（空き家管理に必要な資 機材、事務所の賃借料等） ※交付を受けた地域やNPO等は丹波市空き家 管理事業者登録・紹介制度に登録する。 | 10/10（上限20 万円） |

※1 丹波市空き家管理事業者登録・紹介制度に基づき登録している事業者

【成果・今後の課題等】

- ①平成29年6月時点で「空き家管理補助金」で1件の実績がある。
- ②「空き家管理補助金」における空き家管理事業者は5件である。
- ③空き家等の所有者等への周知については、市ホームページや広報誌への掲載、自治会等役員会時の制度説明のほか、地元からの情報提供により管理不全な空き家等を確知した場合に、補助金制度を案内している。

(4) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の推進に関する事例

《中古住宅の流通促進に向けた取組》

| 事例 No. 13 | | ●横浜市（神奈川県） | | | | 大都市 |
|-------------------------|--------------|------------|-----------|--------------|-----------|-----|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 3,724,844 人 | 1,645,618 世帯 | 23.4% | 178,050 戸 | 10.1% | 3.0% | |
| 空家等対策計画 | | | | 担当部署 | | |
| 横浜市空家等対策計画（平成 28 年 2 月） | | | | 横浜市建築局企画部企画課 | | |

【取組の背景】

◎横浜市の空き家率は、平成 25 年で 10.1% と増加傾向となっているが、横浜市では中古住宅市場が十分機能しているため、利用可能な空家については中古住宅の流通に向けて所有者や取得希望者の動きを支援し、市場流通の促進を図っていくことが効果的である。

【取組の内容・特徴】

◎横浜市では、中古住宅の流通促進に向けて、エコリノベーション（省エネ改修）補助、リノベーションに関する所有者向け講習会「よこはまエコリノベーション・アカデミー」の開催、リノベーション事例集の作成など、住まいのエコリノベーション推進事業に取り組むほか、「空家の流通・活用の手引き」を作成・配布している。

■横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度の概要

| 補助種別 | 一般改修住宅 | 特定改修住宅 |
|------------|---|-----------------------------|
| 補助金額 | エコリノベーション等工事に要する費用の3分の1（千円未満の端数切捨て） 【上限金額】40万円 | 【上限金額】80万円 |
| 補助件数 | 約 30 件程度 | |
| 補助内容 | エコリノベーション等工事（下記「 5 補助要件等 」参照） | 住宅全ての開口部を断熱改修するエコリノベーション等工事 |
| その他 の要件 | 普及啓発活動への協力（下記「 6 普及啓発の協力 」参照） | |

既存住宅を建て替えずに、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない住宅の普及を目指し、「住宅全体の断熱性の確保」につながるエコリノベーション工事等を行おうとする住宅所有者に対して、費用の一部を補助する。

■空家の流通・活用の手引き



空家の流通・活用の手引き

相談の前にあらかじめ相談のポイントを整理しておきましょう
【空家を所有している方】
空家の相談シート（所有している空家、空家予防の相談）

あらかじめ住まいの状況や相談したいポイントを整理しておくと、相談がスムーズです。

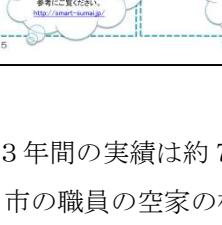
■基本情報
(相談者)
名前 _____
性別 _____
年齢 _____

(相続住宅)
所在地 _____
建物の面積と戸数 _____ 階から _____ 分(徒歩・バス)
面積(土地・建物)
構造 _____ 階数 _____
建築時期 _____ *S46～S55 年 *S56 年以降
用途(現状)
現状の住民 _____ 世帯数 _____ 家族構成 _____
現状の状態 _____ 延命工事・修理実績 _____
修理状況 _____ 年() 四回定期修理
老朽化度 _____ 不要
空家等希望 _____ 市場相場 固定資産税相当 その地() 不要
状況及び趣向 _____ 別途点て相談なし() 一定程度 未定
状況及び趣向 _____

■相談内容
①今後のについて
□A 自分や家族・既住者が住み続ける
□B 中古住宅として譲りたい・貸したい
□C 2 家を譲りて借りてみたい・貸したい
□D 3 家を譲りて借りてみたい・貸したい
□E 空家を維持したい・活用の予定はわからぬ
□F 空家を譲りたい・活用の予定はわからぬ
②地盤での活用について
□G 地盤の・サロン
□H 会議室
□I 地域代用所
③特に相談したいこと _____

空家は、住宅としてだけではなく、実際に必要な方に活用されています。
①土地
・更新によって土地として活用
空家の底の活用 空家の底を借りて、商店街の運営しています。


②住宅
・エコリノベーションで中古住宅として活用
2 世帯住宅の間の壁や梁をあけたカット式のスペース、なども実施
・NPO 法人が運営
・所有者が外装を改修
・ラクヤや畠屋賃貸の収益


③サロンでランチを提供 まちカフェ
・2 世帯住宅の間の壁や梁をあけたカット式のスペース、なども実施
・NPO 法人が運営
・所有者が外装を改修
・ラクヤや畠屋賃貸の収益


建物の活用実例紹介
エコリノベーションで中古住宅として活用
由子「まちなかの老舗書店」
<http://smart-sumika.jp/>

月額で NPO は運営
日々の利用で貢献
「町の家」運営によつて、地域活性化と賃貸料が得られています

【成果・今後の課題等】

- ◎エコリノベーション補助（省エネ改修）の平成 28 年度末までの 3 年間の実績は約 70 件である。
- ◎「空家の流通・活用の手引き」は、平成 28 年 9 月に発行され、市の職員の空家の相談対応の円滑化や流通・活用に向けた取組の参考資料として活用されている。

《地域の特性を生かした空き家バンクの運営》

| 事例 No. 14 | ●金沢市（石川県） | | | | | 大都市 |
|------------------------------------|--------------------|----------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----|
| 人口※1 465,699人 | 世帯数※1 199,572世帯 | 高齢化率※1 25.0% | 空き家数※2 37,710戸 | 空き家率※2 16.1% | その他空き家率※2 5.4% | |
| 空家等対策計画 金沢市空き家等管理・活用計画（平成28年3月） | | 担当部署 金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課 | | | | |

【取組の背景】

◎金沢市では、以前より金沢の歴史的資産である「金澤町家」の保全・活用や、まちなか区域や里山地域への定住促進を目的とした中古物件の情報提供に取り組んできたが、平成28年度「金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例」の施行を機に、空き家バンクの一元化を図った。

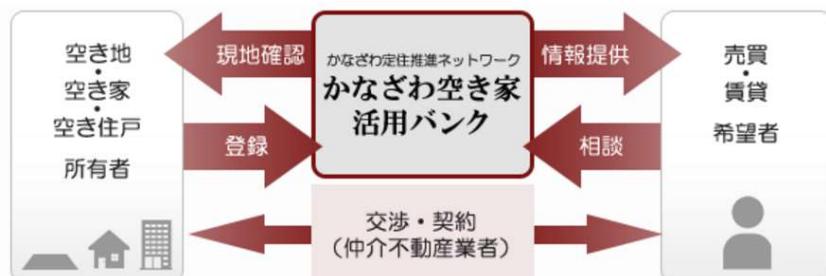
【取組の内容・特徴】

◎市と住宅関連の業界団体とが連携し「かなざわ定住推進ネットワーク」を組織し、バンクの運営にあたっている。

◎金沢市の空き家バンクは、昭和25年以前に建築された金澤町家を紹介する「金澤町家情報バンク」、昭和26年以降に建築された市街化区域内の物件を幅広く紹介する「かなざわ空き家活用バンク」、市街化調整区域を含む里山地域の物件を紹介する「空き農家情報バンク」と3種類で構成されている。

◎「かなざわ空き家活用バンク」に掲載された空き家等の購入者に対して、内部改修工事に対する補助制度が設けられている（まちなか区域の場合、補助率1/2、上限基本50万円、若年者又はUJIターン該当者は100万円、60歳以上の方は70万円）。

■「かなざわ空き家活用バンク」の仕組み



■「金澤町家情報バンク」の活用事例

【成果・今後の課題等】

◎「かなざわ空き家活用バンク」は平成28年度末時点で累計257件が成約し、「金澤町家情報バンク」は平成28年12月末時点で、累計142件が成約している。

また、成約後に修繕等に対する補助制度を活用するケースもある。



《インスペクション等を導入した伊賀流空き家バンク》

| 事例 No. 15 | 伊賀市（三重県） | | | | | 一般都市 |
|------------------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|--------------------|------|
| 人口※1 90,581 人 | 世帯数※1 33,651 世帯 | 高齢化率※1 31.7% | 空き家数※2 6,980 戸 | 空き家率※2 17.1% | その他空き家率※2 10.7% | |
| 空家等対策計画 伊賀市空家等対策計画（平成 28 年 5 月） | | 担当部署 伊賀市人権生活環境部市民生活課 | | | | |

【取組の背景】

◎伊賀市では、平成 25 年 4 月に「伊賀市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家の適正な管理を促してきたが、所有者等の経済的な問題や相続の問題等の様々な要因により改善が進まない。中古住宅（空き家）の流通に関しては、物件ごとの品質等に差があることから、品質に不安を感じて購入や賃貸に至らない場合が多いことが指摘されている。

【取組の内容・特徴】

◎伊賀市では、「伊賀流空き家バンク制度」として、適切に管理された空き家に対して適正な資産評価額を査定するため、インスペクション（住宅検査）、住宅性能評価、耐震診断や不動産鑑定（以下「インスペクション等」）を導入し、空き家の適切な評価に向けた取組を進めている。

◎インスペクション等は、空き家バンク登録時に所有者等に紹介し、希望者のみが利用する。

◎インスペクション等に係る費用は空き家バンク制度への登録時に所有者等が負担する。費用は、延べ面積や建築年に応じて、安心住宅プラン（インスペクション、耐震診断、不動産鑑定）で 35 万 3 千円程度、良質住宅プラン（安心住宅プラン+住宅性能評価）で 53 万 8 千円程度となる。

※インスペクション（住宅診断）

インスペクションを実施し、建物の状態を明らかにすることで、買いたい、借りたい人の不安を軽減でき、売却しやすくなるほか、引渡し後の不具合が発生した場合のトラブルが起こるリスクを軽減できる。

※住宅性能評価

専門家が品確法に基づく検査を行い、住宅の性能を評価するサービス。

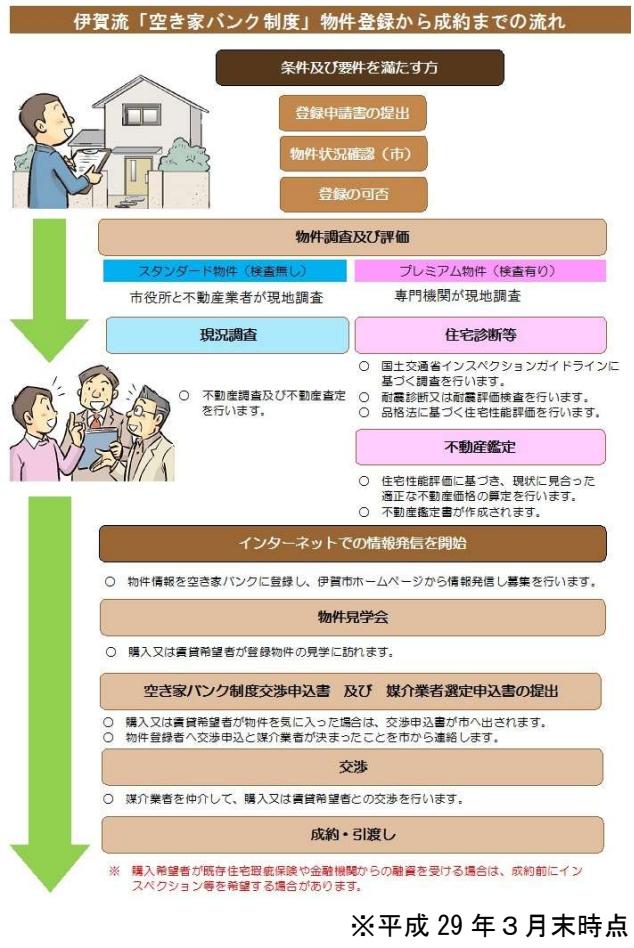
【成果・今後の課題等】

◎空き家バンクは、平成 29 年 3 月時点でおよそ 46 件の登録物件数に対し、利用申込者数は 106 世帯に達している。交渉中の物件も 10 件程度あり、田舎暮らしや茅葺きの住宅で J R 沿線や近鉄沿線地区の物件が人気となっている。

◎伊賀市では、空き家対策で県内 7 団体と包括連携協定を締結しており、インスペクションの申し込みについても、協定を結んだ関係団体を通じて業者に依頼することとしている。

◎インスペクションを受けることで、国のリフォーム補助金などの受給資格が得られるメリットもある。

■伊賀流空き家バンク制度の概要



《定住・移住促進に向けた空家の利活用》

| 事例 No. 16 | ●吉野町（奈良県） | | | | | 小規模都市 |
|--------------------------------|------------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------------|-------|
| 人口※1 7,399人 | 世帯数※1 2,946世帯 | 高齢化率※1 45.8% | 空き家数※2 - | 空き家率※2 - | その他空き家率※2 - | |
| 空家等対策計画 吉野町空家等対策計画（平成28年9月） | | | | | 担当部署 吉野町総合政策課地域政策室 | |

【取組の背景】

◎吉野町では、法施行前より、町人口の減少を抑制するため、移住促進に向けた様々な空家の利活用対策を推進している。平成27年度から進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、定住・移住の促進として「空き家バンクの充実」などを位置づけ、人口の受入体制の整備を推進している。

【取組の内容・特徴】

◎吉野町では、町が様々な形で関わりながら、空家の利活用を進めている。

■利活用事例「吉野町上市移住定住促進支援センター」

- 町に寄贈のあった築約140年の古民家を国の地方創生交付金を活用して改装して町内の空家や移住に関する相談窓口として開設。NPO法人「空き家コンシェルジュ」に業務を委託し、スタッフが常駐して相談に応じる。
- 平成27年6月オープン。（町所有・事業委託）



■利活用事例「移住体験スペース・ゲストハウス「三奇楼（さんきろう）」」

- 町に利活用について相談のあった元料亭旅館を、地元有志「上市まちづくりの会リターンズ」が中心となり、国の地方創生交付金を活用して改装し、宿泊施設として利用している。
- 客室は4室、最大15名収容素泊まり、部屋貸し有。（地元工務店所有・管理運営）



■利活用事例「ねじまき堂」

- 町に利活用について相談のあった築数十年の元薬局だった店舗兼用住宅を、自由に改装してもよいということで、「地域おこし協力隊」が借り受け、地域おこし協力隊の活動補助金を活用して改修等を行った。
- 「地域おこし協力隊」の1期生の女性ふたり組がフリーペーパーやオリジナルグッズ（箸袋・手ぬぐい等）の製作活動を行っている。（町外の民間人所有・管理運営）



◎この他、吉野町では、平成21年から空き家バンクを設置し、空家等所有者と利用希望者のマッチングを促している。

【成果・今後の課題等】

◎国の地方創生交付金等が追い風になり、空家を利活用してできた上記3施設では、管理運営は、改修を手がける地元工務店等、町以外の主体が行っている。

◎貸したい物件についても、水回り（水洗トイレや台所等）の高額な改修費用によって改修できず、貸せない物件が多いことが課題となっている。

《産業振興施策と連携した空き家等の利活用推進策》

| 事例 No. 17 | ●能美市（石川県） | | | | | 一般都市 |
|--------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 48,881人 | 世帯数※1 17,352世帯 | 高齢化率※1 24.6% | 空き家数※2 1,790戸 | 空き家率※2 10.1% | その他空き家率※2 3.5% | |
| 空家等対策計画 能美市空家等対策計画（平成28年3月） | | | 担当部署 能美市企画振興部地域振興課 | | | |

【取組の背景】

◎能美市は九谷焼の中心地であり、担い手の確保・育成に努めるとともに、「ものづくりのまち・能美」として、創業支援施策や企業誘致施策等の産業振興施策に力を入れている。

◎平成25年度から、地域振興課では、定住を目的とし、地域活性化に資する店舗（工房等）兼住宅を取得または改修する際の費用の一部を補助するワーク・イン・レジデンス制度を運用している。

◎平成28年度から、商工課で、産業振興及び活性化を目的とし市内で創業する場合、店舗等の購入、改修する際の費用の一部を補助する創業支援制度を運用している。

【取組の内容・特徴】

◎能美市では、空き家等の更なる有効活用を図るために、住宅だけではなく、事業所、工場、倉庫等の空き施設の有効活用の検討・推進を行うとともに、進出企業の社宅・寮として空き家等を活用するために、企業誘致部局と空き家等対策部局が連携したマッチングの推進や改修費用の支援を検討している。

■空家等対策計画に位置付けられた空き家等の利活用に向けた対策

| 対策の方向 | 具体的な内容 |
|-----------------|--|
| 既存空き家等の更なる有効活用 | 能美市は、すでにワーク・イン・レジデンス制度で空き家等を店舗や工房等に活用する支援を行っている。全国的にも珍しいこの制度の維持発展をはじめ、空き家だけでなく、事業所、工場、倉庫等の空き施設も有効活用したサテライトオフィスやインキュベーション施設、商店、介護施設、幼児施設、多世代のコミュニティスペース、シェアハウス、ゲストハウス、試し住みなど地域活性化に資するリノベーションを検討、推進する。 |
| 企業との連携による空き家等活用 | 能美市の企業誘致施策と連携し、進出企業に対して安定的に従業員の社宅を提供できるよう空き家バンクとの連携に努める。既に立地している企業や進出を検討している企業に対し、社宅・寮などのニーズを把握し、多様なニーズに対応できるよう空き家等の登録を推進し、企業誘致部局と空き家対策部局が連携したマッチングを推進する。また、企業が市内の空き家等などを社宅や寮として活用する場合の改修費用について支援策を検討する。 |

【成果・今後の課題等】

- ◎ワーク・イン・レジデンス制度は、平成28年度までに累計14件の活用実績があり、そのうち8件が九谷焼の工房として活用されている。
- ◎今後は、市民に分かりやすい制度にするため、ワーク・イン・レジデンス制度と商工課の創業支援制度との統合を検討している。

■ワーク・イン・レジデンス制度の概要（能美市HP）

交流人口の拡大や地域コミュニティの活性化を目的にクリエイティブな活動をおこなう移住者等の起業を支援する制度です。



職住一体型で住居と工房、カフェ、コミュニティビジネス等の起業をおこなう方の、住居等の改修、取得等に係る費用を補助します。
【主な対象職種】
クリエイター、コミュニティビジネス起業者、
○次産業起業者、陶磁器生産、アーティスト、
農家レストラン、カフェ、パン屋の起業者等

詳しくはページ下部にある補助金交付要綱にてご確認ください。



《空き家を活用した学生居住による谷戸地域の暮らしやすさを守る取組》

| 事例 No. 18 | ●横須賀市（神奈川県） | | | | | 一般都市 |
|------------------|--------------------|-----------------|----------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 406,586人 | 世帯数※1 165,746世帯 | 高齢化率※1 29.7% | 空き家数※2 28,830戸 | 空き家率※2 14.7% | その他空き家率※2 5.6% | |
| 空家等対策計画 — | | | 担当部署 横須賀市都市部都市計画課 | | | |
| 【取組の背景】 | | | | | | |

◎横須賀市の谷戸地域は、リアス式海岸のように谷が入り組んだ地域で、車が入れない階段道路が多く、空き家や空き地が増加している。また、階段上部には多くの高齢者が居住している。市では、平成23年度に「谷戸地域空き家等実態調査」を実施し、その後、谷戸地域における住環境の改善を図るために、様々な事業を実施している。

【取組の内容・特徴】

◎平成24年度に、学生が谷戸地域の階段上部に居住し、地形の特性上から生活に困難をきたしている高齢者の基本的な生活サポートや地域活動を行う学生居住支援事業を実施するため、「学生居住支援事業実施家屋リフォーム補助金」と「学生居住支援事業家賃補助金」を創設した。

◎学生居住支援事業に参加している学生は、近所の高齢者の方のごみ出しの手伝い、資源ごみ搬出のサポート事業、町内清掃活動への参加などの活動を行っている。

■補助金の概要

| | 学生居住支援事業実施家屋リフォーム補助金 | 学生居住支援事業家賃補助金 |
|-------|---|---|
| 概要 | 学生居住支援事業を実施することになった家屋のリフォームに対して補助を行う。 | 学生居住支援事業実施家屋に居住する学生が支払う家賃に対して補助を行う。 |
| 補助対象者 | ・家屋が家屋選定要綱により選定された家屋の所有者 | ・事業の趣旨を理解し、事業を積極的に行う意思のある学生 |
| 補助要件 | ・事業を行う学生と賃貸借契約を締結していること。 ・市内に本店を置く法人等にリフォームを発注すること 等 | ・在籍する学校を卒業する時期まで、当該家屋に居住する見込みであること ・家屋の所有者と賃貸借契約を締結し、入居後に住民登録を行うこと ・家屋が立地する地域の町内会又は自治会に加入すること 等 |
| 補助額 | リフォームに要する費用の2/3（上限150万円） | 月額5,000円／人 |

■家屋選定要綱における家屋の要件

- ・駅周辺の谷戸地域の階段上部に立地
- ・学生の使用可能な部屋が2以上、台所・風呂・トイレがあること
- ・学生1名当たりの家賃は月2万円程度に設定
- ・家屋を10年間提供すること
- ・家屋の必要最小限度の修繕は所有者が行う 等

■学生向け募集ポスター

県立保健福祉大学等 学生居住支援事業 協力者募集

横須賀市内のシェアハウスに居住して、地域ボランティアをしてみませんか。家賃の助成が受けられます。

県立保健福祉大学と横須賀市が共同で、以下の内容で実施する事業に、ご協力くださる方を募集します。

○募集対象者：県立保健福祉大学の1年生又は2年生の学生
○居住場所：JR入駅から徒歩15分くらいの場所です。
途中に階段が200段くらいあります。

○募集概要：人數 2名グループ1組
家賃 毎月一人1万5千円を予定
(別途、一人5千円の家賃助成あり)

入居時期 平成29年1月から3月末までに入居を完了して下さい。
備考 現在空いている物件をリフォームします。

注意事項 家賃は家賃助成を受けた後の実質負担額です。
応募者多数の場合は、抽選で選考いたします。
グループメンバーの組み合わせは同学年になります。

○その他：・ボランティア内容は、地域活動のお手伝い、高齢者の方の支援（お声かけやごみ出しのお手伝い）などです。
・現在5名の学生が、この事業に参加しています！

【成果・今後の課題等】

◎平成28年度までに学生居住支援事業を実施した家屋は累計4軒、参加した学生は延べ15名である。

◎近隣の住民や町内会に歓迎されて学生生活を送ることで、卒業後も地域の祭りに参加する学生もいるなど、地域への愛着を醸成する機会となっている。

◎入居者の卒業に伴い、入れ替わりに入居する学生を確保することや、学生にとって過剰な負担にならず、かつ、日常的に従事可能な地域活動を選定することなどが課題となっている。

《空き家の地域の集会所への活用》

| 事例 No. 19 | ● 豊後高田市（大分県） | | | | | 小規模都市 |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------------|-------|
| 人口※1 22,853 人 | 世帯数※1 9,572 世帯 | 高齢化率※1 37.5% | 空き家数※2 2,450 戸 | 空き家率※2 21.0% | その他空き家率※2 17.8% | |
| 空家等対策計画 豊後高田市空家等対策計画（平成 29 年 3 月） | | | | | 担当部署 豊後高田市総務課・地域活力創造課 | |

【取組の背景】

- ◎ 豊後高田市では、実態調査結果によると平成 29 年 3 月末時点の空き家数が 862 件、そのうち居住可能件数が 650 件、居住不能件数が 212 件となっている。
- ◎ 空き家や宅地の有効利用を通じて、定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、平成 18 年度より「空き家バンク事業」を実施している。
- ◎ 平成 24 年度からは、コミュニティを維持・継続し、安全で安心して暮らしていくことを目的に自治会が空き家を活用して、新たな地域拠点施設として整備を行う際に費用の一部を助成する（上限 50 万円）「空き家リユース拠点施設整備事業」を実施している。

【取組の内容・特徴】

- ◎ 野地地区の自治会が、平成 24 年度に、「空き家リユース拠点施設整備事業」を活用し、集会所の整備を行った。
- ◎ 空き家は、県外在住の所有者から「地域のために活用されるなら」と無償提供を受けた。
- ◎ 空き家の活用にあたり、床の張り替えや玄関に手すりを付けるなどしてバリアフリー化を行い、市から改修費（上限 50 万円）の補助を受けた。
- ◎ 集会所では、健康づくり教室などが開催され、地域のコミュニティの場として活用されている。

【成果・今後の課題等】

- ◎ 空き家の野地地区の集会所としての活用事例は、これまでに地域の集会所などがなかった地区に、地域住民が集まれる場所ができしたこと、また、高齢者のサロンや運動を行う場としても活用できるようになったことから、空き家を有効活用した地域拠点施設の整備事例として効果があった。
- ◎ 市が補助する改修費用は 50 万円のみで、残りの改修費用は全て野地地区の自治会が負担している。
- ◎ 平成 28 年度末までに、「空き家リユース拠点施設整備事業」の活用実績は 2 件であるが、毎年 1 件分の事業費を確保しており、空き家活用の重要な事業と考えている。

■ 空き家リユース拠点施設整備事業活用事例

集会所「絆ホール野地」



《地域包括ケアモデルによる学生アパートとしての空き室の活用》

| 事例 No. 20 | ●豊明市（愛知県） | | | | | 一般都市 |
|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|-------------------|------|
| 人口※1 69,127人 | 世帯数※1 27,504世帯 | 高齢化率※1 24.8% | 空き家数※2 3,300戸 | 空き家率※2 10.8% | その他空き家率※2 2.9% | |
| 空家等対策計画 - | | | 担当部署 豊明市高齢者福祉課地域ケア推進係 | | | |

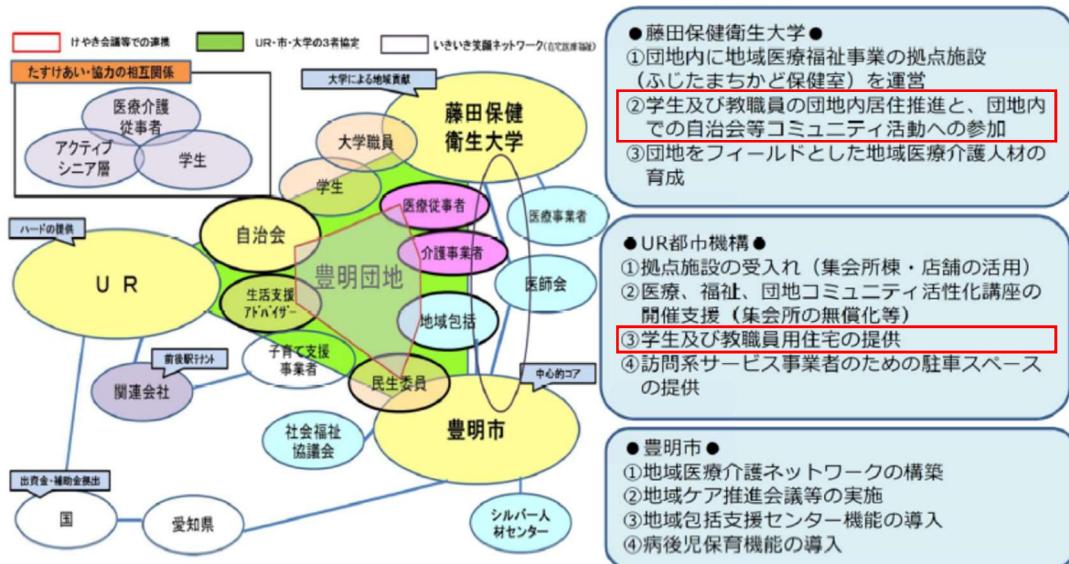
【取組の背景】

◎豊明市のUR都市機構が建設・運営する豊明団地は、昭和40年頃から入居が始まった5階建て55棟からなる住宅団地であり、居住人口約4,500人のうち65歳以上の高齢者が25%を占め、一人暮らしの高齢者が増加している。また、団地商店街の空き店舗や空き室も多くなっている。

【取組の内容・特徴】

- ◎豊明市では、豊明団地内において互いに支えあう地域づくりを推進するため、平成26年12月に「けやきいきプロジェクト」を立ち上げた。市と藤田保健衛生大学、UR都市機構の3者が協定を締結し、地域住民（豊明団地自治会）も参加し、豊明団地の再生に取り組んでいる。
- ◎豊明団地の4、5階といった高齢者が居住しにくい高層階の空き室を、UR都市機構がIKEAモデルやカラーコーディネートモデルといった若者に人気のデザインでリフォームを行い、藤田保健衛生大学の学生アパートとして活用した。
- ◎平成27年4月には、藤田保健衛生大学が、団地内の空き店舗を活用して「ふじたまちかど保健室」を開設し、健康無料相談、ミニ講座や健康体操等を行っている。
- ◎団地への居住の条件は、自治会活動への参加であり、学生は、土日祝日や長期休暇等、授業がないときに、自治会が主催する夏まつり、高齢者とのふれあい会食、防災訓練、清掃活動等へ参加し、自治会活動を手伝っている。家賃は1～2割引きである。

■けやきいきプロジェクトの概要



【成果・今後の課題等】

- ◎平成29年6月時点、学生50人、教職員9人が入居している。
- ◎学生により、自治会活動として幅広い活動が実施され、年間1,500時間が提供されている。

《老朽危険空き家の除却による跡地活用》

| 事例 No. 21 | ●長崎市（長崎県） | | | | | 大都市 |
|--------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|---------------------------|-----|
| 人口※1 429,508人 | 世帯数※1 189,419世帯 | 高齢化率※1 29.1% | 空き家数※2 33,870戸 | 空き家率※2 14.7% | その他空き家率※2 5.6% | |
| 空家等対策計画 長崎市空家等対策計画（平成29年1月） | | | | | 担当部署 長崎市まちづくり部まちづくり推進室 | |

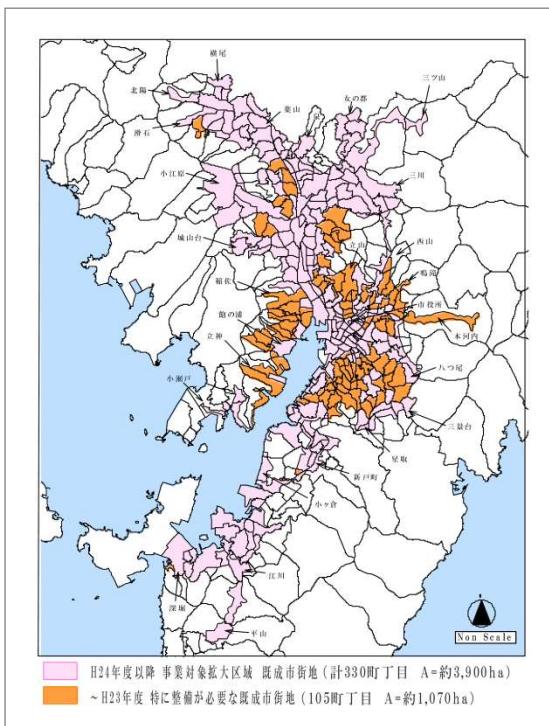
【取組の背景】

◎長崎市では、長崎港周辺の埋め立て地と長崎港に繋がる中島川・浦上川沿いの平坦地に都市機能が集積し、平坦地が少ないため、この都市部を囲うように斜面地に住宅が点在し、既成市街地の約7割が斜面地である。地形上、自動車が入らない斜面地に住宅が密集しているため、それらが使われなくなり、多くが空き家になっている。

【取組の内容・特徴】

◎平成18年度から、既成市街地の斜面地において、老朽危険空き家のうち、地域住民が日常の維持管理することを条件に、所有者からその建物及び土地が市に寄附等がされたものを広場、駐輪場やごみステーション等として整備する「老朽危険空き家対策事業」を実施している。

■対象区域図



■活用事例



◎この他、老朽危険空き家については、平成23年度に「老朽危険空き家除却費補助金」制度を創設し、除却に係る費用の一部（最大50万円）を助成している。

【成果・今後の課題等】

- ◎「老朽危険空き家対策事業」は、年間2～3件程度、平成18年度から平成28年度までに累計49件の実績がある。
- ◎住宅流通できない物件（負の遺産）を対象としており、長年の懸案事項であった周辺に被害を及ぼすおそれのある空き家の除却が進み、市民の安全及び安心を確保するための環境整備に一定の効果が出ている。これからも継続していきたい事業である。
- ◎公共用地が増えていく点は懸念材料の一つである。

《老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置》

| 事例 No. 22 | ●日南町（鳥取県） | | | | | 小規模都市 |
|---------------------------------|------------------|-----------------|-------------|-------------|----------------|-------|
| 人口※1 4,765人 | 世帯数※1 1,933世帯 | 高齢化率※1 49.2% | 空き家数※2 - | 空き家率※2 - | その他空き家率※2 - | |
| 空家等対策計画 日南町空き家等対策計画（平成28年3月） | | | | | 担当部署 日南町住民課 | |

【取組の背景】

- ◎日南町では、空き家問題が年々深刻化しており、とりわけ、廃屋、危険家屋の対応が大きな行政課題となっていた。平成21年度から23年度にかけて、国の緊急雇用事業により、町内の空き家・廃屋調査を実施するなど、いち早く空き家対策に取り組み始めた。
- ◎平成25年3月、空き家が不完全な管理によって老朽危険家屋にならないように、空き家の適正管理に関する町の対応施策を細かく示した「日南町空き家等の適正管理に関する条例」を制定した。また、「日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金」を創設した。
- ◎平成27年の法施行に伴い、老朽家屋等の所有者が積極的に老朽家屋の撤去を行い、老朽家屋等が管理不全な状態になることを防止するため、「老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置」の制度を創設した。

■老朽家屋等解体撤去事例



【取組の内容・特徴】

- ◎「老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置」は、日南町内に所在する住居として使用していない老朽家屋等を解体撤去した場合に、住宅用地特例が解除された土地の固定資産税を10年間にわたり減免する制度である。

■老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置の概要

| | |
|------------|---|
| 「老朽家屋等」の定義 | 家屋が老朽化により管理不完全な状態にあるもの又はなりつつあるものをいう。 |
| 減免の適用範囲 | 日南町の固定資産税課税台帳に登録されている家屋を日南町空き家等の適正管理に関する条例に基づき老朽家屋を解体した場合、当該老朽家屋が建っている所在地番である土地が、固定資産税（土地）の小規模住宅地特例を受けているものについて適用する。 |
| 減免基準 | 地方税法第349条の3の2の規定による土地の「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の特例措置相当の固定資産税（土地）の減免を行う。 減免額の算出については、撤去により住宅用地特例が解除される初年度に家屋が存在したとした場合にかかる賦課相当額との差額とする。 |
| 減免適用期間 | 適用期間は減免決定初年度を含め10年間とする。 |

- ◎固定資産税の減免措置については、「日南町老朽危険家屋等解体撤去補助金」の相談や申込の際、あわせて案内を行い、利用を促している。

【成果・今後の課題等】

- ◎固定資産税の減免措置の利用実績は、平成28年度は7件である。
- ◎老朽危険家屋等の解体撤去にあたっては、税制面の問題とともに、解体撤去に要する費用が問題となって進まないことが考えられるが、「老朽危険家屋等解体撤去補助金」と「老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置」の利用を一緒に啓発することによって、解体撤去の促進に一定の効果がみられている。

《空き家所有者情報の空き家相談員への外部提供》

| 事例 No. 23 | ●京都市（京都府） | | | | | 大都市 |
|-------------------------------------|------------|--------|-----------|---------------------------|-----------|-----|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 1,475,183 人 | 705,874 世帯 | 26.7% | 114,290 戸 | 14.0% | 5.5% | |
| 空家等対策計画 京都市空き家等対策計画（平成 29 年 3 月） | | | | 担当部署 京都市都市計画局まち再生創造推進室 | | |

【取組の背景】

◎法により、空き家の所有者に関する情報を空き家対策のため行政内部で利用することは可能となったものの、個人情報保護条例との関連等により、民間事業者等へ情報の提供は進まない状況である。

◎京都市では、平成 26 年度から、一定の業務経験を満たす宅地建物取引士に研修を行い、空き家に関する所有者等からの相談に無料で対応する「京都市地域の空き家相談員」（以下「空き家相談員」）の登録制度を開始している。

◎平成 28 年度からは、「空き家相談員」の制度を活用し、空き家の所有者に空き家の活用意向がある場合には、同意を取得して、「空き家相談員」に所有者情報等を取り次ぐ取組が行われている。

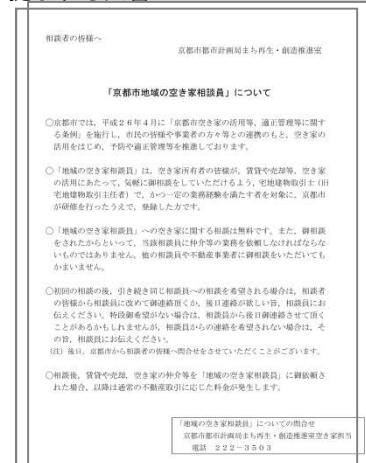
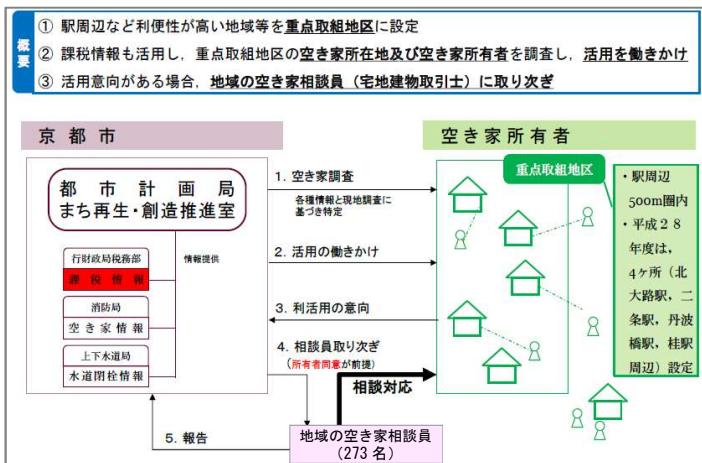
【取組の内容・特徴】

◎取組の概要は以下のとおりである。

- ①駅周辺など利便性が高い地域等、空き家の利活用の働きかけを市が直接行う地区を、重点取組地区として設定する（平成 28 年度は 4 地区）。
- ②重点取組地区において、空き家の調査を行い、所有者アンケートにおいて、後日調査に協力してもらえる場合には、電話番号等の連絡先も記載してもらい、記載があった所有者には、市が電話をかけ、「空き家相談員」の制度等を伝えつつ、空き家の活用等を働きかける。
- ③空き家の活用意向があり、「空き家相談員」への取り次ぎに同意が得られた場合は、「空き家相談員」が選定され、所有者情報（氏名、住所）、物件情報のほか、活用意向、困っていること等の情報が取り次がれる。

■「空き家相談員」の相談対応時に提示する文書

■取組の概要



【成果・今後の課題等】

◎平成 28 年度は、上記の所有者アンケートにおいて連絡先の記載のあった 45 件のうち、所有者の「空き家相談員」への取り次ぎの実績は、8 件であった。

◎空き家の所有者を特定し、既存の制度を活用して、直接、所有者に働きかけることで、空き家の活用等が促進された。今後も当該取組を推進していく。

(5) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事例

《国の住宅の不良度の測定基準を活用した特定空家等の判断基準》

| 事例 No. 24 | ●西脇市（兵庫県） | 小規模都市 |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 人口※1 40,866 人 | 世帯数※1 15,049 世帯 | 高齢化率※1 31.0% |
| 空き家等対策計画 西脇市空家等対策計画（平成 28 年 10 月） | 空き家率※2 3,100 戸 17.2% | |
| 担当部署 西脇市都市整備部都市住宅課 | | |

【取組の背景】

◎平成 27 年度に実施した空き家等調査の際に、国の「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」の判定基準を用いて老朽危険度判定を行ったため、当該判定基準を活用して「特定空家等の認定基準」を作成した。

【取組の内容・特徴】

◎西脇市では、特定空家等の認定に際しては、「空き家等の老朽度・危険度に係る認定基準」又は「空き家等の衛生、景観、その他生活環境保全に係る認定基準」を用い、合計点数が 100 点以上又は C ランクの空き家等のうち、周辺への影響度の判定として、道路及び隣地境界線からの離隔や建物等の部材の剥落、倒壊の可能性の有無等から、C ランク判定の空き家等を特定空家等と認定している。

【成果・今後の課題等】

◎今後、特定空家等に認定については慎重に取り扱うこととしている。

◎認定にあたっては、特定空家等と思われる空家等について担当課職員が調査し、府内連絡会議において決定する。命令、代執行の措置の際には法第 7 条の協議会の意見も聞きながら府内連絡会議で決定し対応にあたっていく。

■空き家等の老朽度・危険度に係る認定基準

■老朽度判定

| 老朽度判定 | | | | | | |
|---|------------------------|---|--|----|----------|-----|
| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | | 配点 | 結果 | 最高点 |
| 1 構造一般的程度 | ①基礎 | イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | | 10 | | 45 |
| | ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | | | 20 | | |
| | ②外壁 | 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | | 25 | | |
| 2 構造の腐朽又は破損の程度 | ③基礎、土台、柱、又ははり | 柱の傾斜しているもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | | 25 | | 100 |
| | ④外壁 | 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているものの | | 15 | | |
| | ⑤屋根 | 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の著しく露出しているものの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | | 25 | | |
| | ⑥外壁 | 屋根ぶき材料の一部に剥落又はすれがあり、雨もりのあるもの | | 15 | | |
| | ⑦屋根 | 屋根が可燃性材料でふくらせてあるもの | | 25 | | |
| | ⑧雨水 | 屋根が著しく変形したもの(穴を生じている等) | | 50 | | |
| | ⑨外壁 | 延焼のおそれのある外壁があるもの | | 10 | | 30 |
| | ⑩屋根 | 延焼のおそれのある外壁の面積が 3 以上あるもの | | 20 | | |
| | ⑪屋根 | 屋根が可燃性材料でふくらせてあるもの | | 10 | | |
| | ⑫雨水 | 屋根が可燃性材料でふくらせてあるもの | | 10 | 10 | |
| ※一の評定項目につき該当評定内容が 2 つ又は 3 つある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。 | | | | 合計 | 最高点=185点 | |

■空き家等の衛生、景観、その他生活環境保全に係る認定基準

■衛生、景観、その他生活環境保全に係る判定

| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | A ランク | B ランク | C ランク |
|---------|--------|---|-----------------|---------------|---------------|
| 1 看板 | 敷地 | 看板、テントが破損又は汚損している | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 敷地に雜草、立木等が繁茂し、道路等にはみ出して歩行者の通行を妨げている | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 立木の腐朽・倒壊・枝折れ等が見られる | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | ごみや物品等が散乱し、放置されている | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 2 敷地等 | 擁壁、後背部 | 崩落の危険がある場所や門扉がある | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 危険擁壁や法面地滑りの恐れがあり地盤に危険がある、又は後背部に崩落の危険があるのがある | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 吹付け石綿等が暴露する可能性が高い | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 3 衛生設備等 | | 浄化槽等の放置、破損等が見られる | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 排水等の流出が見られる | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 4 動物等 | | 動物による騒音や臭気が発生している | 無し | 軽微 | 顕著 |
| | | 衛生動物(ねずみ等)や害虫等が大量発生している | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 5 景観の阻害 | | 上記以外の理由により、周辺の既存の景観を著しく阻害している | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 6 防火・防犯 | | 建築物等の不適切な管理により、火災発生のおそれや外部からの不特定の者の侵入が容易である等の状態となっている | 無し | 軽微 | 顕著 |
| 判 定 | | | A (全部 A ランク) | B (1 以上該当) | C (1 以上該当) |

■周辺への影響度判定

| 判定内容 | A ランク | B ランク | C ランク |
|------------------|---------|-------|-------|
| 通行人や隣地に被害を及ぼす可能性 | 低 | 中 | 高 |
| 判 定 | 当面は処分保留 | 要経過観察 | 特定空家等 |

《国参考基準の項目を具体化して作成した特定空家等の判断基準》

| 事例 No. 25 | ●下関市（山口県） | | | | | 大都市 |
|---------------------|-----------|--------|---------|--------|-------------|-----|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 268,517人 | 116,298世帯 | 33.0% | 22,830戸 | 16.4% | 8.5% | |
| 空家等対策計画 | | 担当部署 | | | | |
| 下関市空家等対策計画（平成28年3月） | | | | | 下関市建設部住宅政策課 | |

【取組の内容・特徴】

- ◎下関市では、法の施行を受け、特定空家等の判断基準の検討を開始し、法定の下関市空家等対策協議会の協議を経て、平成27年11月に「下関市特定空家等判断基準」を公表し、これに基づき判断を行っている。
- ◎「下関市特定空家等判断基準」の評価項目は、国参考基準の項目を細分化、具体化等して作成され、「特定空家等判断基準表（倒壊等著しく保安上危険）」については、チェック方式※1で、「特定空家等判断基準表（衛生上有害等）」については、ランク付方式※2で評価している。

※1 評価項目が該当するか否かで評価する　※2 評価項目を3～5段階にランク付けして評価する

■特定空家等判断基準表（倒壊等著しく保安上危険）

特定空家等判断基準表（倒壊等著しく保安上危険）

| 項目 | 調査項目 | 判断基準 | 方法 | CH 判断 |
|------------|-----------------------------------|---|------------|-------|
| (1) 倒壊 | イ 著しい傾斜 | 不同じ下(建物変形又は屋根の上下方向の一様でない変形) | 目視 下げ振り | □該当 |
| | 柱傾斜(2階以上の階のみ傾斜も同様) | 1/20超 | 目視 下げ振り | □該当 |
| | ロ 構造耐力上主要な部分の損傷等(イ) 基礎及び土台 | ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上又は基礎を分断する亀裂、要筋若しくは破損 | タック カール | □該当 |
| | 柱・梁・土台等 | 基礎脚より土台等がみ出しますのいずれ、既設柱又は造壁 | 目視 | □該当 |
| | 柱・梁等の腐食又は蟻害 | 構造的著しい表面欠損(断面過半)又は鋼金物(ワカギ・外鉄)の腐食 | 目視 | □該当 |
| | ロ 構造耐力上主要な部分の損傷等(ロ) 柱・梁・筋かい・梁の接着等 | 柱・梁・筋かい・梁の接着等がみ出ます(割れ)又は柱・梁・筋かい等がみ出ます(割れ) | タック カール | □該当 |
| | 柱・梁・筋かい・梁の接着等 | 柱に隙間が開く程のいずれ、柱又は仕口めり込み若しくはたわみ | 目視 | □該当 |
| | 柱・梁の腐食又は蟻害 | 構造体の著しい表面欠損(断面過半) | 目視 | □該当 |
| | 柱・梁の腐食又は蟻害 | 柱・梁の腐食又は蟻害 | 目視 | □該当 |
| | 柱・梁の腐食又は蟻害 | 柱・梁の腐食又は蟻害 | 目視 | □該当 |
| 項目 | 調査項目 | 判断基準 | 方法 | CH 判断 |
| (2) 脱落、飛散等 | イ 屋根ふき材、庇又は軒 | 屋根不陸 棟又は軒の変形又は陥没 | 目視 | □該当 |
| | 屋根ふき材剥離 | 屋根ふき材のいずれ、破損(割れ)又は落下 | 目視 | □該当 |
| | 軒状態 | 野地板又は垂木が腐朽や欠損 | 目視 | □該当 |
| | 雨じう状態※無しの場合省く | 重ね下がり又は落下 | 目視 | □該当 |
| | ロ 外壁(湿式)※湿式壁ない場合は省く | 仕上材の剥離(浮き) ※地盤面から1.0m以上の部分 | 打診棒 | □該当 |
| | 仕上材 | ※地盤面から1.0m以上の部分 | 打診棒 | □該当 |
| | 木、金属、サビ等 | 仕上材が剥落して地が露出 | 目視 | □該当 |
| | 木、金属、サビ等 | 仕上材の目地部又は軒打頭溝上部 | 目視 | □該当 |
| | 木、金属、サビ等 | ※地盤面から1.0m以上の部分 | 目視 | □該当 |
| | 木、金属、サビ等 | 木上板の剥離、落出 | 目視 | □該当 |
| 飛散等 | 搬付状態 | 転倒、脱落又は搬付部分接合状態 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | 支持金具又は搬付部分接合状態 | 支持金具又は搬付部分接合状態 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | 仕上材状態(看板以外は省く) | 仕上材の剥離又は破損 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | ハ 看板、給湯設備、屋上水槽等(アンテナ、室外機含む) | 転倒、脱落又は搬付部分接合状態 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | 二 屋外階段又はバルコニー(ペランド含む) | 傾斜 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | 三 門又は塀(構成材含む) | 傾斜 | 目視 | □該当 |
| 搬付等 | 四 损傷 | ひび割れ(幅0.3mm以上)又は部材を分離 | 目視 | □該当 |

1. (1)イ～ロ、(2)イ～ホの項目ごとに記載している調査の項目に該当と判断する。
2. 該当と判断した項目がいずれか一つでもある場合に、特

《周辺への影響度を配慮した特定空家等の判定基準》

| 事例 No. 26 | ●南房総市（千葉県） | | | | | 小規模都市 |
|----------------------|------------|--------------|--------|--------|-----------|-------|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 39,033人 | 15,061世帯 | 43.1% | 4,880戸 | 24.4% | 11.7% | |
| 空家等対策計画 | | 担当部署 | | | | |
| 南房総市空家等対策計画（平成28年3月） | | 南房総市建設環境部管理課 | | | | |

【取組の内容・特徴】

- ◎南房総市では、特定空家等の判断基準について、平成27年11月から法定の南房総市空家等対策協議会で検討し、平成28年3月に「特定空家等判断基準」を策定した。
- ◎「特定空家等判断基準」では、判断基準①「空き家等情報シート及び現地確認の結果による判断」により、保安上の危険（重度、中度、軽度）、衛生上有害、景観上支障、生活環境の保全上支障がある状態か否かを判断し、判断基準②「空家等が周辺に及ぼす影響による判断」により、周辺に及ぼす影響を考慮して、判断基準③「判断基準①と判断基準②の関連性」により、特定空家等か否かを判断する。
- ◎南房総市には、建築の技術職員がおらず、建築に関して専門的な知識を持った者がいないため、特定空家等については、部位ごとの破損の有無、破損の程度（大・中・小）、立地条件により、誰でも容易に判断が出来るものとしている。

■特定空家等判断基準

| 特 定 空 家 等 判 断 基 準 | | |
|--------------------------------|---|---|
| 判断基準①「空き家等情報シート及び現地確認の結果による判断」 | | |
| 区 分 | 空き家等情報シートの記載内容 | 特定空家等の判断 |
| 保安上危険（重度） | 調査項目 被損箇所などの状況 | |
| | 軸体 建物自体が傾いていたり、屋根が波打っている。 基礎 基礎が大きくひび割れたり、土台との位置が大きくずれている。 屋根 明らかに屋根に穴が開いていたり、軒の一部が脱落している。 外壁 明らかに外壁部分に穴が開いている。 門、塀、看板 基礎部分などに大きなひび割れがあり、明らかに傾いており、倒壊しそうになっている又は、すでに倒壊している。 | あり あり あり 大 大 |
| 保安上危険（中度） | 屋根 瓦やトタンが半分以上はがれてしまったり、脱落しそうになっている。腐食などにより、軒がたれ下がっている。 外壁 外壁材が半分以上はがれてしまったり、腐食により脱落しそうになっている。窓ガラスが割れてしまっている。 門、塀、看板 被損箇所があるほか、明らかに傾いている。 | 中 中 中 |
| 保安上危険（軽度） | 屋根 瓦やトタンが一枚枚はがれてしまったり、腐食により色が変わっている。 外壁 外壁材が一枚枚はがれてしまったり、腐食により色が変わっている。 門、塀、看板 ひび割れ、剥片の脱落などの被損箇所がある。 | 小 小 小 |
| 衛生上有害、景観上支障、生活環境の保全上支障 | 樹木、雑草の繁茂 立木の枝が近隣の道路等にはみ出し、歩行者の通行を妨げている。（※） ごみ 生活ごみの放置や不法投棄が見受けられる。 臭気 動物の鳴き声がしたり、ハチ、蚊等の害虫が発生し、周囲に支障を及ぼしている。 動物、害虫等 | あり あり あり あり あり |
| 判断基準②「空家等が周辺に及ぼす影響による判断」 | | |
| 区分 | 空家等の状況 | 特定空家等の判断 |
| A | 当該空家等の周辺に建築物や道路が隣接しており、周辺に建材等が飛散している。あるいは樹木や雑草が繁茂し隣地や道路にはみ出しており、近隣住民の生活や通行に支障が出ているなど、既に周辺建築物や道路通行人等に悪影響を及ぼしている。 | 左記に該当する場合、特定空家等と判断する。 |
| B | 当該空家等の周辺に建築物や道路が隣接しており、そのまま放置した場合、周辺に建材等が飛散する可能性が高い。あるいは樹木や雑草が繁茂し隣地や道路にはみ出され、近隣住民の生活や通行に支障が出てる可能性が高いなど、周辺建築物や道路通行人等に悪影響を及ぼす可能性が高い。 | 左記に該当する場合、「判断基準①」を考慮し、特定空家等かどうか判断する。 |
| C | 当該空家等の立地条件などから、そのまま放置した場合、周辺に建材等が飛散する可能性が低い。あるいは樹木や雑草が繁茂し隣地や道路にはみ出しても、近隣住民の生活や通行に支障が出てる可能性が低いなど、周辺建築物や道路通行人等に悪影響を及ぼす可能性が低い。 | |
| 判断基準③「判断基準①と判断基準②の関連性」 | | |
| 区分 | 判断基準② | |
| 判断基準① | A 保安上危険（重度） 保安上危険（中度） 保安上危険（軽度） 衛生上有害、景観上支障、生活環境の保全上支障 | B 特定空家等（①） 特定空家等（②） 特定空家等（③） 特定空家等（④） 特定空家等（⑤） 特定空家等（⑥） 特定空家等（⑦） 特定空家等（⑧） |

空家等に該当する建築物や敷地内において、上記調査項目以外に特定空家等を判断するにあたり加味すべき箇所が確認された場合には、当該箇所を含め、保安上危険、衛生上有害、景観上支障、生活環境の保全上支障がある状態か否かを総合的に判断する。

【成果・今後の課題等】

- ◎南房総市では、平成27年8月から10月にかけて実施した実態調査の結果をもとに、市職員が敷地内への立入調査を実施し、平成28年4月から10月までに118件を特定空家等として判断した。
- ◎特定空家等の所有者等に対しては、文書により、助言・指導を行っている。

《県協議会で作成した特定空家等の判断基準を活用》

| 事例 No. 27 | ●北九州市（福岡県） | | | | | 大都市 |
|---------------------------------|--------------------|------------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----|
| 人口※1 961,286人 | 世帯数※1 426,325世帯 | 高齢化率※1 29.3% | 空き家数※2 71,160戸 | 空き家率※2 14.3% | その他空き家率※2 5.6% | |
| 空家等対策計画 北九州市空家等対策計画（平成28年6月） | | 担当部署 北九州市建築都市局指導部空き家対策推進室 | | | | |

【取組の背景】

- ◎福岡県空家対策連絡協議会※1では、平成27年度に、国のガイドラインを補完するため、より具体的な例示や判定フローを加えて「特定空家等」の判断の参考となる基準を作成した。
- ◎「特定空家等」の判断の参考となる基準においては、建築物自体の状態については、建築物の崩壊に対する損傷度合いに応じて点数で評価し、建築物以外の状態※2については、地域住民から相談を受け空家所有者等へ行政指導を行っている状態を、周辺へ悪影響を及ぼしている状態と認め「指導期間」で評価している。

【取組の内容・特徴】

◎北九州市では、福岡県空家対策連絡協議会の「特定空家等」の判断の参考となる基準を活用し、建築物自体の状態については、建物の崩壊に対する損傷度合いに応じて点数で評価し、その評点の合計で建築物の状態を4段階で判断する。

「周辺への影響」は、接する隣地等の状況に応じて、影響の度合いを「大」「小」「影響なし」の3段階で評価する。

◎建築物以外の状態※2については、「指導期間」ではなく、各状態にあるか否か、定性的な評価を行い「周辺への影響」を考慮して、特定空家等と認定する。

◎特定空家等への勧告以降の措置については、条例に基づき設置する「北九州市特定空家等対策審査会」に諮問し判断する。

【成果・今後の課題等】

◎北九州市では、これまでに特定空家等に認定した事案はなく、判断基準を元に特定空家等となりうる空家等に対して、個別に助言や指導などを行っている。

※1 県と市町村、民間事業者が一体となって空家等の対策を総合的に推進することを目的として平成27年3月設立。

※2 [2]「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、[3]「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」、[4]「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

■「特定空家等」の判断の参考となる基準

| 【1】そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態 | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----|-----------------|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある | | | | | | | | |
| (1) 建築物の倒壊等するおそれがある | | | | | | | | |
| イ 建築物の新しい傾斜 | | | | | | | | |
| ロ 構造耐力上主要な部分の損傷等 | | | | | | | | |
| (イ) 基礎及び土台 | | | | | | | | |
| (ロ) 枝・はり・筋交い・柱・はりの接着等 | | | | | | | | |
| 基礎 | I | 注文が必要なもの | 判定項目 | | | | | |
| | | | ・構造材が破損している | | | | | |
| | | | ・構造材が腐朽している | | | | | |
| | | | ・基礎に根歯箇所ひび割れがある | | | | | |
| ・ 土台 | II | 将来的な倒壊のおそれのあるもの | ・基礎が破損している | | | | | |
| | | | ・構造材が欠損している | | | | | |
| | | | ・構造材が表面剥離している | | | | | |
| | | | ・基礎が破断・筋脚箇所破損している | | | | | |
| ・ 柱 | III | 倒壊の危険のあるもの | ・不同沈下により基礎の相当部分が宙に浮いている | | | | | |
| | | | ・建物の傾きが1/80以上/1/20未満である | | | | | |
| | | | ・構造材の横行が著しい | | | | | |
| | | | ・家屋が崩落・崩壊している | | | | | |
| ・ はり | IV | 倒壊の危険のあるもの | ・建物の傾きが1/20超である | | | | | |
| | | | ・基礎が連れ上げ構造を支えられない | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| (2) 屋根、外壁等が落脱、飛散等するおそれがある。 | | | | | | | | |
| イ 屋根ふき材、ひさし又は軒 | | | | | | | | |
| 屋根 | I | 一部に剥落又はずれがあるもの | 判定項目 | | | | | |
| | | | ・剥落又はずれがある | | | | | |
| | | | ・著しい剥落又はずれがある | | | | | |
| | | | ・全体的に波打っている | | | | | |
| ・ 外壁 | II | 著しい剥落又は変形があるもの | ・穴があいている | | | | | |
| | | | ・構造材又は下地材が露出している | | | | | |
| | | | ・大きく変形している | | | | | |
| | | | ・構造材又は下地材が著しく破損している | | | | | |
| (3) 外壁 | | | | | | | | |
| 外壁 | III | 著しく変形したるもの | 判定項目 | | | | | |
| | | | ・下地が露出しているもの | | | | | |
| | | | ・構造材又は下地材が著しく露出している | | | | | |
| | | | ・穴があいている | | | | | |
| 評点合計 | 危険度 | 建築物の状態 | | | | | | |
| 100以上 | 高 | 倒壊・崩落等の危険性あり | | | | | | |
| 100~80 | 中 | 将来的な倒壊・崩落等の恐れ | | | | | | |
| 80~60 | 低 | 注意が必要なもの | | | | | | |
| 60未満 | 低 | 比較的、状態がよいもの | | | | | | |

■「特定空家等」の判断の基本的な考え方

| 【1】の状態にある場合 | | | | |
|-------------|---------------|--------|-------|-------|
| 評点合計 | 建築物の状態 | 周辺への影響 | | |
| | | 影響 大 | 影響 小 | 影響 なし |
| 100以上 | 倒壊・崩落等の危険性あり | 特定空家等 | 特定空家等 | |
| 100~80 | 将来的な倒壊・崩落等の恐れ | 特定空家等 | | |
| 80~60 | 注意が必要なもの | | | |
| 60未満 | 比較的、状態がよいもの | | | |

| 【2】【3】【4】の状態にある場合 | | |
|-------------------|--------|-------|
| 建築物以外の状態 | 周辺への影響 | |
| | 影響 あり | 影響 なし |
| 【2】の状態にある | 特定空家等 | |
| 【3】の状態にある | 特定空家等 | |
| 【4】の状態にある | 特定空家等 | |

《法及び条例に基づく管理不全状態の空家等への措置》

| 事例 No. 28 | ●名張市（三重県） | | | | | 一般都市 |
|---------------------|-----------|---------------|--------|--------|-----------|------|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 78,795人 | 30,595世帯 | 28.2% | 4,270戸 | 12.5% | 6.3% | |
| 空家等対策計画 | | 担当部署 | | | | |
| 名張市空家等対策計画（平成28年3月） | | 名張市都市整備部営繕住宅室 | | | | |

【取組の背景】

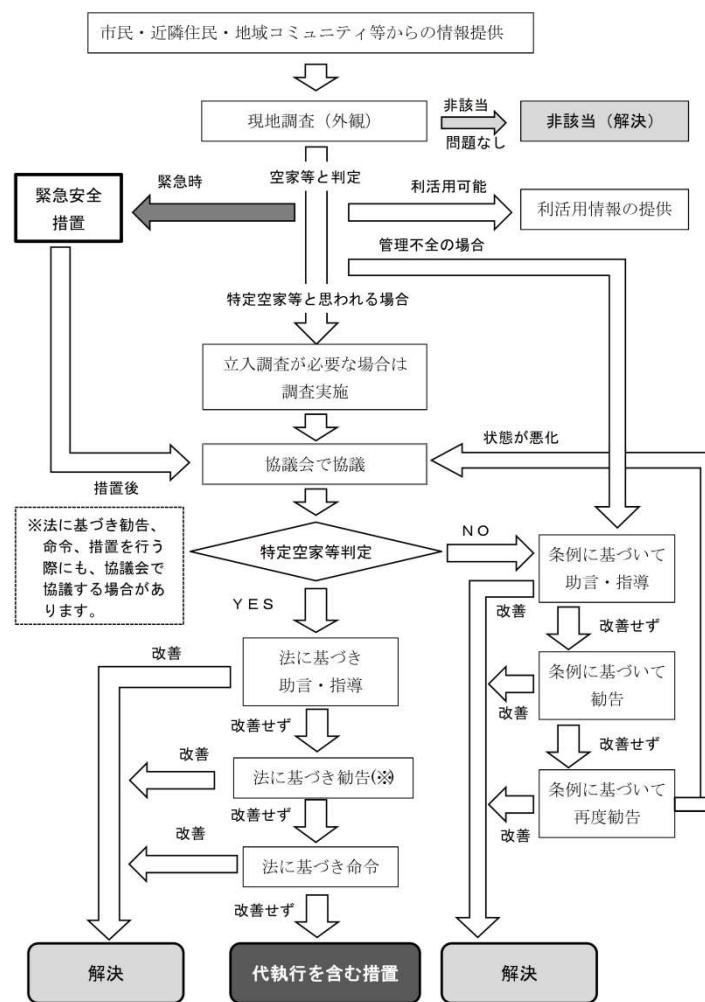
◎名張市では、平成24年4月に「名張市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、法施行前から管理不全状態の空家等へ対応してきた。その後、法が施行されたことを契機に、平成27年9月に新たに「名張市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、特定空家等を含む全ての管理不全状態※1の空家等に対して、法と条例を使い分け、より効果的な対応を行っていくこととした。

【取組の内容・特徴】

◎空家等対策計画の中で、空家等の調査、特定空家等の判定、法及び条例に基づく措置についてフロー図で表している。

◎特定空家等と判定された空家等は、法に基づき指導・助言、勧告等の措置を行うこととなるが、特定空家等でない空家等で対策が必要なものは「管理不全状態※1の空家等」として条例に基づき指導・助言、勧告の措置を行っている。

■特定空家等の対応フロー図



【成果・今後の課題等】

◎平成28年度において、特定空家等の判定件数は2件であるが、その他に105件の管理不全状態※1の空家等について、条例に基づき指導・助言、勧告を行っている。

※1 管理不全状態とは以下のいずれかに該当する状態

- (1) 特定空家等となっている状態
- (2) 建築部材若しくは附属する工作物の脱落等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態
- (3) 所有者等以外の者が、正当な理由なく、侵入している状態その他犯罪又は青少年の非行行為の防止上支障が生じている状態
- (4) 交通の障害となっている状態
- (5) その他周辺において生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある状態

《法に基づく特定空家等の略式代執行》

| 事例 No. 29 | ●越前町（福井県） | | | | | 小規模都市 |
|--------------------------|-----------|--------|--------|--------------|-----------|-------|
| 人口※1 | 世帯数※1 | 高齢化率※1 | 空き家数※2 | 空き家率※2 | その他空き家率※2 | |
| 21,538 人 | 6,560 世帯 | 31.4% | 400 戸 | 5.7% | 5.3% | |
| 空家等対策計画 | | | | 担当部署 | | |
| 越前町空き家等対策計画（平成 29 年 3 月） | | | | 越前町建設部門定住促進課 | | |

【取組の背景】

◎平成 24 年頃より、老朽化により倒壊又は瓦や壁材等の飛散の恐れがあるとして、自治会から町に相談があった。町では、ポケットパーク事業（現在は、越前町安心で潤いのあるまちづくり事業）による解体も検討したが、所有者等の特定が困難であったため、要件を満たせず実施ができなかった。

【取組の内容・特徴】

- ⑤平成 27 年 9 月、区長から、法に基づき早急に対応してほしい旨の要望を受け、相続人調査をしたところ、建物所有者は既に死亡しており、相続人全員が相続放棄をしていることが判明した。
 - ⑥平成 28 年 3 月、特定空き家等認定審議会において審議し、4 月に特定空き家等に認定した。
 - ⑦平成 28 年 6 月補正予算にて、略式代執行及び相続財産管理人申立にかかる予算を確保した。
 - ⑧平成 28 年 10 月、福井県内で初めて、法に基づく略式代執行を実施した。
 - ⑨略式代執行に要した費用（特定空き家等解体工事）は約 266 万円であり、国費（空き家再生等推進事業費）と町費で財源を充てた。

【成果・今後の課題等】

- ◎跡地については、相続財産管理人制度を利用し、町が跡地を取得する予定である。
 - ◎今後 10 年間は町が所有・管理しつつ、売買の可能性や有効活用について地域と検討を行っていく。
 - ◎略式代執行は、費用を回収できないことが公然となっているが、回収見込みのない案件に税金を投入することについては理由を整理し、住民等に説明責任を果たしていく必要がある。

■ 物件概要



- ・構造：木造瓦葺 2階建
 - ・規模：
1F 44.7 m² 2F 44.7 m² 計 89.4 m²
 - ・建築年：昭和30年築（築61年）
 - ・用途：物置（実際は貸家）
 - ・空き家となった時期：
平成2～3年頃（約25年）

■略式代執行に関する新聞記事



(6) 空き家等に関する対策の実施体制に関する事例

《総合的な相談窓口の設置と各課の連携》

| 事例 No. 30 | ●金沢市（石川県） | | | | | 大都市 |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------------------|-----|
| 人口※1 465,699人 | 世帯数※1 199,572世帯 | 高齢化率※1 25.0% | 空き家数※2 37,710戸 | 空き家率※2 16.1% | その他空き家率※2 5.4% | |
| 空き家等対策計画 金沢市空き家等管理・活用計画（平成28年3月） | | | | | 担当部署 金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課 | |

【取組の背景】

◎金沢市では、平成28年3月に金沢市空き家等管理・活用計画を策定し、その中で、空き家等に関する対策の実施体制として、専門的に業務を担う課と空き家等総合相談窓口（住宅政策課）の連携による相談対応の体制のあり方を示している。

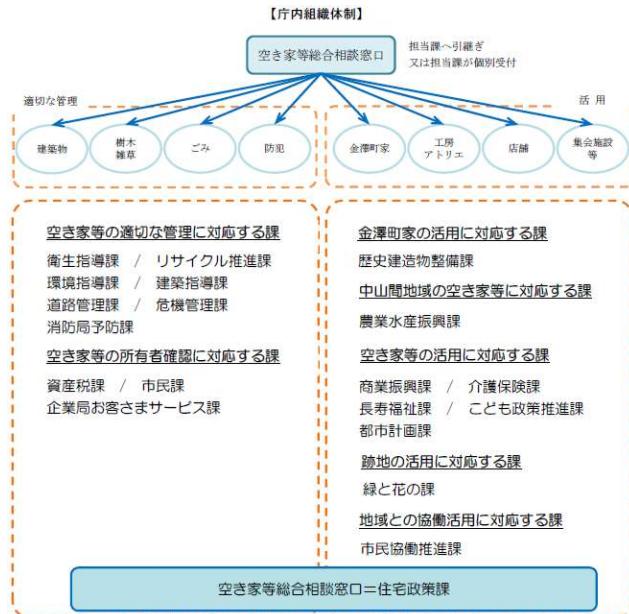
【取組の内容・特徴】

- ◎空き家の所有者等及び周辺住民等からの相談に迅速に対応するため、「空き家等総合相談窓口（住宅政策課）」を設置している。
- ◎相談内容に応じ、建築や環境等の専門部局に引き継ぐ等、府内で連携を図っている。
- ◎相談先を周知するため、「空き家の管理・活用に関するお知らせ」というチラシを作成・配布している。

【成果・今後の課題等】

- ◎平成28年4月から平成29年3月までの間に202件の相談があり、所有者等からの場合は除却や活用に関する相談が多く、その他は周辺住民からの苦情が多い状況である。
- ◎総合相談窓口の周知に努めた結果、相談件数は増加しており、金沢市では継続的な運用を図ることとしている。

■相談対応体制の概要



■「空き家の管理・活用に関するお知らせ」チラシ（裏）による問い合わせ先の周知

空き家に関する支援制度があります

金沢市では、空き家の活用や除却に関する補助制度を用意しています。
各制度とも詳しくは住宅政策課にお問い合わせください。

- かなむわ空き家活用パンフレット掲載された空き家を購入した方が、自ら居住するために内部改修を行う場合に補助します。
- 周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家を所有者が除却・解体する場合に補助します。



地域で空き家を見守りましょう

町会内の空き家については、その所有者を把握するようにしてください。
町会の見守りがあれば、所有者が適切な管理を行う可能性が高くなります。
また、町会等が空き家や跡地を活用するため、施設整備を行なう場合の補助制度もあります。

（市・所有者・町会等で協定を結びます。）



空き家で困ったことがあったら

空き家に関する全般的なお問い合わせ

空き家の総合相談窓口 住宅政策課 TEL.220-2137

適切に管理されていない空き家等の相談

建物に関すること 建築指導課 TEL.220-2327

草・樹木の繁茂に関すること 環境指導課 TEL.220-2521

防犯に関すること 危機管理課 TEL.220-2366

ゴミに関すること リサイクル推進課 TEL.220-2302

小動物・害虫に関すること 衛生指導課 TEL.234-5112

その他、県内の空き家等についての相談窓口

石川県空き家総合相談窓口
（公社）石川県宅地建物取引業協会内
売買、賃貸、管理、解体、相続、登記、税金、法制度等 TEL.0120-424-425

《各専門家団体との連携体制》

| 事例 No. 31 | ●室蘭市（北海道） | | | | | 一般都市 |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------------------|------|
| 人口※1 88,564 人 | 世帯数※1 43,616 世帯 | 高齢化率※1 34.1% | 空き家数※2 7,580 戸 | 空き家率※2 14.9% | その他空き家率※2 7.0% | |
| 空家等対策計画 室蘭市空家等対策計画（平成 28 年 11 月） | | | | | 担当部署 室蘭市都市建設部建築指導課（H29. 7～） | |

【取組の背景】

◎室蘭市では、空家等に関する様々な相談があり、相談内容は、空家等の活用、売買・賃貸、移転・相続登記、管理など多岐にわたっていた。こうした相談への的確に対応するために、窓口を一本化して、対応を担当部署で行う体制とともに、専門的知識が必要な相談については、関連する専門家団体との連携体制が必要であった。

【取組の内容・特徴】

◎府内における情報共有及び当該施策の円滑かつ適切な遂行を目的とした「室蘭市空家等対策会議」において、専門家団体との協定締結に関する検討を行った。

◎平成 29 年 2 月、市からの呼びかけにより、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進するため、市民や空家等の所有者が相談しやすい環境を整えることを目的として、各専門家団体と協定を結んだ。



■室蘭市ホームページ

| 協定の概要 |
|--|
| <p>1.協定書名 「室蘭市における空家等対策に関する協定書」</p> <p>2.協定締結先 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会室蘭支部 札幌司法書士会 公益社団法人室蘭市シルバー人材センター 札幌弁護士会</p> <p>3.協定の目的 この協定は、市民生活の安全・安心を確保するため、市及び各団体が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。</p> <p>4.協定の概要(市及び各団体が取組む事項) 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関する事項 空家等の活用促進に関する事項 空家等への対策に必要な情報の共有及び発信</p> |

【成果・今後の課題等】

◎専門家団体と協定を結んだことにより、相談者が相談内容に応じた専門家団体の窓口において、より適切なアドバイスを受けられるようになった。

◎平成 29 年 6 月に札幌弁護士会と協定を締結し、空家対策計画で掲げた 4 団体との協力体制が整った。

《各関係事業者団体との連携体制》

| 事例 No. 32 | ●燕市（新潟県） | | | | | 一般都市 |
|--------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------------|------|
| 人口※1 79,784人 | 世帯数※1 27,537世帯 | 高齢化率※1 28.5% | 空き家数※2 3,420戸 | 空き家率※2 11.4% | その他空き家率※2 6.1% | |
| 空家関連計画 燕市空き家等対策計画（平成28年12月） | | | | | 担当部署 燕市都市整備部都市計画課 | |

【取組の内容・特徴】

◎高齢化などにより空き家の管理が十分に出来ていない、空き家の利活用を図りたいがどこに相談して良いか分からぬ等の事情から放置され、周辺に悪影響を及ぼす状態となっている空き家が市内に増加しており、今後、このような空き家を増やさずに、管理が良好な状態を維持し、また、次の利活用に踏み出す体制を構築するために、平成27年6月から平成28年1月に各関係事業者団体との協定を締結した。

◎平成28年5月、行政だけでなく、燕市全体で空き家問題に取り組むべく、平成27年度に協定を締結した各団体同士の情報共有を始めとして、総合的な空き家対策を検討することを目的に「燕市空き家等対策連絡協議会」を設置した。

◎空き家等対策計画では、適切な管理の促進として、シルバー人材センターとの協力体制として、高齢化社会に対応した空き家及び跡地の管理体制の検討、活用の促進として、連携強化により、多方面からの助言を所有者等が受けることができ、活用に繋げやすい体制を構築すると共に、空き家問題の解決事例を収集し、活用へ向けた検討を行いやすい体制の構築を目指すとしている。

【成果・今後の課題等】

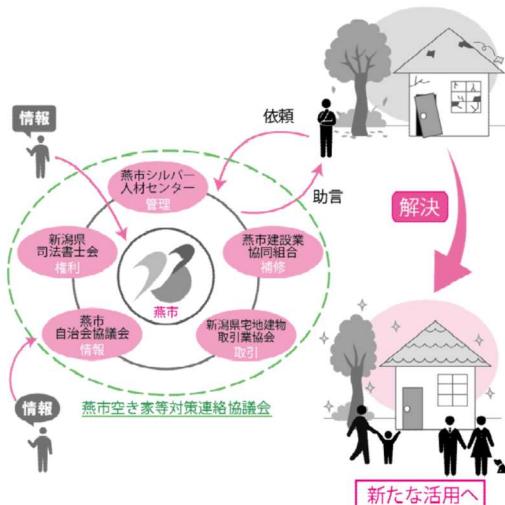
◎協定締結後の平成27年12月から平成28年度末までに、約60件の相談を受けた。相談内容に応じて、協定団体を紹介し、協定団体で対応するようにしている。

◎燕市では、行政主導型の連絡協議会から、民間主導型への転換を図り、行政はバックアップする体制に持っていきたいと考えている。

■協定の概要

| 関連事業者団体名 | 協定内容 | |
|------------------------|--|--|
| | 協定団体の役割 | 市の役割 |
| 公益社団法人 シルバー人材センター | 空き家の見回り、除草、 樹木のせん定・枝おろし、 冬廻り及び管理に関する 相談業務 | 空き家の管理業務の相談 の円滑な取り次ぎ、広報 媒体によるPR |
| 燕市建設業協同組合 | 空き家の改修、解体、活 用、管理等に関する相談 業務 | 空き家の改修、解体、管 理等の相談の円滑な取り 次ぎ、広報媒体によるPR |
| 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会 | 空き家の活用に関する相 談及び検討業務 | 空き家の活用に関する相 談の円滑な取り次ぎ、広 報媒体によるPR |
| 新潟県司法書士会 | 相続を始めとした権利関 係に関する相談業務 | 相続、権利関係等に関する 相談の円滑な取り次ぎ、広報 媒体によるPR |
| 燕市自治会協議会 | 空き家の見回り及び状況 報告、活用に関する検討 | 情報提供のあった空き家 の実態調査、所有者等への 意向調査等 |

■協議会の概要



■燕市空き家等対策連絡協議会構成員

関係事業者団体

- ・(公社) 燕市シルバー人材センター理事長
- ・燕市建設業協同組合代表理事
- ・(公社) 新潟県宅地建物取引業協会 西蒲・燕支部長
- ・新潟県司法書士会司法書士
- ・燕市自治会協議会会長

燕市

- ・市長
- ・都市整備部長
- ・都市整備部都市計画課長

《ニュータウンにおける中古住宅の流通の促進に向けた協議会活動》

| 事例 No. 33 | ●春日井市（愛知県） | | | | | 大都市 |
|----------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--|-----|
| 人口※1 306,508人 | 世帯数※1 124,291世帯 | 高齢化率※1 24.7% | 空き家数※2 15,210戸 | 空き家率※2 11.3% | その他空き家率※2 3.9% | |
| 空家等対策計画 春日井市空き家等対策計画（平成28年2月） | | | | | 担当部署 【空き家】春日井市環境部環境保全課 【NT関係】春日井市まちづくり推進部ニュータウン創生課 | |

【取組の背景】

- ◎高蔵寺ニュータウンは、昭和43年の入居開始から半世紀ほどが経ち、充実したインフラや自然環境に恵まれている一方で、人口減少や少子高齢化による課題が顕在化しつつある。
- ◎戸建て、分譲エリアでは空き家率は低いものの、初期の入居者が一斉に高齢化を迎え、今後空き家が増加する可能性がある。

【取組の内容・特徴】

- ◎平成26年4月に高蔵寺ニュータウンの空き家及び空き地の流通促進を図り、魅力ある居住環境の創造や地域の発展に寄与することを目的として、「高蔵寺ニュータウン住宅流通促進協議会」が設立された。
- ◎平成26年度より、国の「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」による取組を開始し、空き家調査の実施、空き家のリノベーションアイデアコンペやリフォーム補助モデル事業等を実施したほか、空き家バンクや高蔵寺ニュータウン公式サイトを設立した。
- ◎協議会は、春日井市市政アドバイザーを全体統括とし、春日井商工会議所、春日井市、(独)UR都市機構中部支社、(株)URリンクエージ中部支社、高蔵寺ニュータウンセンター開発(株)で構成されており、平成29年度には新たに(独)住宅金融支援機構東海支店、(株)大垣共立銀行が加入した。
- ◎平成28年度には、リバースモーゲージセミナー やホームインスペクションセミナーといった中古住宅の流通を促す制度の活用や周知を目的としたセミナーを多数開催している。

【成果・今後の課題等】

- ◎今後は、空き家対策として、中古住宅の流通を促進する制度の活用を通じ、DIYを活用した空き家流動化事業等ライフスタイルの提案のための取組を充実させることで、子育て世代の居住を誘導し、世代間の均衡が取れた住宅地を目指している。

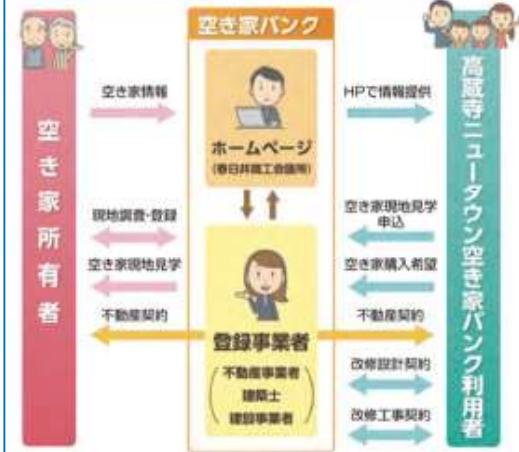
■高蔵寺ニュータウン概要

| | |
|------|--|
| 所在地 | 愛知県春日井市 |
| 開発面積 | 702ha |
| 計画人口 | 81,000人 |
| 事業期間 | 昭和40~56年 |
| 入居開始 | 昭和43年 |
| 人口 | 44,624人 (H28.4.1.1) (ピーク時は約53,000人) |



■空き家バンクの概要

高蔵寺ニュータウン空き家バンクの主な流れ



■高蔵寺ニュータウン公式サイト

